

## 1. 議事日程

[平成22年第3回安芸高田市議会9月定例会第4日目]

平成22年 9月13日  
午前10時 開会  
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

## 2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等 之
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

## 3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

## 4. 会議録署名議員

9番 宍 戸 邦 夫      10番 山 本 優

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
教 育 長	佐 藤 勝	総 務 企 画 部 長	清 水 盤
市 民 部 長	廣 政 克 行	福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	重 本 邦 明
産 業 振 興 部 長	大 野 逸 夫	建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	河 野 正 治
教 育 次 長	田 丸 孝 二	消 防 長	光 下 正 則
会 計 管 理 者	立 田 昭 男	八 千 代 支 所 長	藤 本 宏 良
美 土 里 支 所 長	岡 田 敦 男	高 宮 支 所 長	宮 木 雅 之
甲 田 支 所 長	箕 越 秀 美	向 原 支 所 長	三 上 信 行
総 務 課 長	沖 野 文 雄	行 政 経 営 課 長	武 岡 隆 文

政策企画課長 竹本峰昭

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	佐々木	清	事務局次長	外輪	勇三
主査	森岡	雅昭	主任	藤堂	洋介



午前 10時00分 開議

○藤井議長 おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において9番 宍戸邦夫君及び10番 山本優君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○藤井議長 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告順といたします。質問方法は一問一答方式とし、1議員当たり持ち時間は答弁を除いて30分以内でございます。なお1つの質問を終え、次の質問に移る場合は、次の質問に移ります等の発言をし、明確にわかるようお願いをいたします。

それでは質問の通告がありますので順次発言を許します。

5番 和田一雄君。

○和田議員 おはようございます。5番議員、日本共産党、和田一雄でございます。生活保護制度についてのテーマで質問させていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

昨年8月に新しい政権が誕生し、生活保護の母子加算の復活や公立高校の授業料無償化など前向きな変化が見られている一方、依然大量の失業者があふれ、市民やその生活破壊に深刻さを増しています。このようなときにこそ市民生活を守るために地方自治体はとりわけ福祉行政の現状を強く踏まえて、日本国憲法及び生活保護法の精神に従って市民の生活政策に努力されることを強く切望いたします。貧困を打開するために憲法25条、生存を保障する生活保護を実現されますようお願いするものであります。

貧困解消の施策を総合的に推進するということで、自殺者は毎年3万人を超え、その6割を無職者が占めております。判明しているだけで年間100人近くが餓死し、各地で孤独死、行き倒れが急増するなど貧困の拡大はますます深刻であります。生活保護の受給者は、1956年以降最高の180万人に達しておりますが、厚生労働省の推計によりますと生活保護基準未満の低所得世帯のうち実際に受給されておる世帯は15.3%にすぎないということでございます。本市もこういったことを早く改善し、一日も早く国民の生存が保障されますようお願いするものでございます。

それでは、通告書に沿いまして質問をさせていただきます。まず生活

保護制度、このことについての趣旨または目的に対する市長のコンセプトを伺います。

○藤井議長 　ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　おはようございます。ただいまの和田議員の御質問にお答えしたいと思えます。

　まず1番目に生活保護と失業対策についての御質問でございます。生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすると規定されております。生活に困窮される離職者が被保護者となられた場合、その就労自立を積極的に支援するため全国の公共職業安定所におきまして生活保護受給者等就労対策事業が実施されております。安芸高田市福祉事務所におきましても、この事業を積極的に活用し、また国と一体となって連携をとってこの事業の促進に努めてるところでございます。

　また安芸高田市としてどうするかということもお聞きなされましたけど、市といたしましては、国の施策と市の財源状況等では財政的には非常に難しいことがありますけど、私が提唱いたしましております市民総ヘルパー構想等市民の積極的な支援、自助・共助の支援、それからまた住宅等の優先的な配慮などを考えていきたいと思っておりますので御理解をしてもらいたいと思っております。

○藤井議長 　以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 　ただいま市長のコンセプト聞きまして安心したところでございます。

　次に生活保護を受けるための手続の流れ、フローですが、これについて伺いをいたします。

○藤井議長 　答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　生活保護を受けるための手続の流れという御質問でございます。基本的に安芸高田市福祉事務所において受け付けまたは審査または事業の普及、介護費の手当の支給ということは行っております。

　ちょっと関係がございますけど、受給資格要件、保護費の算定基準等を説明することによって制度の御理解を賜りたいと思えます。

　国が定めております世帯の最低生活費とその世帯の収入とを比較いたしまして、収入が少ない場合に少ない分だけ世帯を単位として生活保護費が支払われるものであります。生活保護を受けるためには、家族全員が協力し、次に申し上げますあらゆる努力をしていただくことが必要であります。1番目として、働ける人はその能力に応じて働いていただきます。2番目として、その世帯にある資産で貯金や生命保険など活用できるものは世帯の生活費に充てていただくことになっております。また

3番目として、親・子ども・兄弟姉妹・祖父母・孫などの援助を受けられるときは、まずその援助を受けてから申請をしていただくことになっております。また4番目として、離婚により母子世帯となられた場合、養育費などを受けられるよう努力していただきます。5番目として、他の法律や制度、雇用保険・各種年金・児童扶養手当等で受けられるものがあればすべて受けていただくことになっております。

このような努力をしてもなお自分たちで生活することができないときは、だれでも生活保護を受けることができます。また保護はその住んでいる場所で行われることになっております。安芸高田市の場合は安芸高田市で行うこととしています。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 さきにあの受給の要件のほうを言われましたけど、この流れといいますのは、今言われたようにまず相談があるわけですが、その次に申請があつてそれから決定が下され、保護費が支給されるという流れになるかと思うんですが、本市においてこの相談件数またそれに対しての申請手続、決定に至るまでの件数がわかれば、21年度でよろしいのでお願いしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 受給者の状況の御質問でございます。本市における生活保護世帯は、平成22年3月現在で205世帯、保護人数339人でございます。傾向といたしましては、合併以来、微減の傾向にございましたけど、先般の経済不況で増加の傾向になっております。また今年度にかけては、その増加率が平行線をたどってるのが現状でございます。家庭におけるどのぐらいの申請があつてどのぐらい受理してどのぐらいの人を却下したかという情報は担当部長のほうから説明させますのでよろしく願いいたします。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 生活保護の申請処理状況でございますが、平成21年度は主要施策の成果に関する説明書にも載せておるわけでございますが、平成21年度申請が77件、開始、受け付けまして始めましたのが65件、前年の平成20年度は申請32件でありましたが、倍以上にふえておりますというような状況で、市長が申しましたように平成21年度はかなり経済悪化の影響でふえてまいっております。22年度におきましては21年と同じような状況でございます。かなり経済的には厳しい状況の中で相談はかなり今現在もあるような状況でございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 ありがとうございます。続きまして失業対策に移ります。長く続く景気の低迷によりまして、不況がかなり影響いたしまして企業のリストラ

等による失業者がますますふえておるといのが現状ではないかと思ひます。現在の我が国における失業、1年以上で118万人、4月、6月期で長期化はとまっております。これは総務省が8月17日に発表したものでございますが、平均の労働力調査によると完全失業者は349万人で、このうち失業期間1年以上の人は前年度比21万人増で118万人ということでございます。本市におきましては、その点どういった増があるのか、またそれに対応すべく対策、そして保護関係とリンクした対応ができておるのかどうか、そういったところをお聞きするものでございます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ちょっと通告外の質問なので、これはデータ調べておりませんので、また後日。

我がまちの失業対策でございますけれど、例えば今地産地消という形で農協と連携してえびす茶とかこういうような農産物をちゃんと地元の人につくっていただくために雇用を増進していこうとか、今回の学校給食におきましても、要る材料については地元のものを使用してもらおうと、こういう雇用の創出とか県とか国の失業対策、景気対策によるきめ細かな景気対策につきましては十分使用いただいてその事業を実施しているところでございます。今後におきましても、こういうような政策に留意しながら、できるものは取り組んでいきたいと、かように思っておりますので御理解をしてもらいたいと思ひます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 続きます、なくそう子どもの貧困ということで福山市が生活保護世帯の子どもを支援する事業を8月4日に福山市生活福祉課のほうで生活保護世帯の子どもに対する独自の支援・事業を始めたということでありますが、今言いましたように8月4日に開かれた市議会民生福祉委員会でこのことが明らかになっております。こういった子どもさんの支援をするということで、福山市の場合は教育者を対象にボランティアの方向を出して、大学の先生とか大学生とか元教師とか、そういった方に賛同を得て中3を対象に50名、今そういう指導をしておるといことで今後はその勉強のお手伝いよりほかに、子どもさんが居住する場所、集いの場所を市の中へ1カ所増設したといことで、今20人ほどの予約があるといったようなことで、福山市のほうでも県内でこういったものやっておられると。ちなみに予算は555万円といことでございます。また東京では、進学をするときの受験費、そういったものを無償で貸し付けをして合格したら返還しなくてよいといような策もやられておると。そして今の勉強支援については埼玉県のほうでは800名の中3に対して支援をしていくといことをやられておる。

その中で、本市はそういったことの取り組みは策的に考えておられるかどうかといことと、もう1つネグレクトという言葉があるわけです

が、これは育児放棄ということでございます。大阪市のほうで小学生、被保護世帯の子どもさんの小学生は夏休みになるとやせてくると、やせてくるということはどういうことかという、1キロ2キロやせてくるらしいんですが、給食が食べられんということだそうでございます。それと中学生の無実施をされてる給食ですね、その場合は大体お弁当を持ってくるのが8割ぐらい持ってこられるそうですが、あとはコンビニで弁当を買ったり、また食べない子がおるんだと。それも買えんということで昼を抜きにしておられる子どもさんがそこにおるということで、今その調査をしておるといことが載っておりましたが、そういったことで本市においてのそういった給食関係に基づくネグレクトの関係があるかどうかという2点についてお伺いするものでございます。

○藤井議長 和田議員に申し上げます。ただいま発言されている内容につきましては、通告外の内容でございますので通告事項に従って発言をお願いしたいと思います。

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 通告外でございますけれど、貴重な御意見いただきましたのでお答えしたいと思います。

子どもの健全育成につきましては、我が安芸高田市の非常に主要な課題でございます。この生活保護世帯に限らず今後子どもたちの支援をいかにしていくかということは大きな課題なので、これからも研究してまいりたいと思っております。現在政府さんが行っております子ども手当とかそういう関連もでございます。また全国各地、この福山市とか今事例をいただきましたので、こういう調査をしながら安芸高田市に合うバージョンがあれば積極的に取り入れて、また実施もしていきたいと思えます。課題として受けとめ、これから検討してまいりたいと思っておりますのでどうか御理解賜りたいと思えます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 通告外の質問で失礼いたしました。

次に受給者等の状況ということで、先ほど受給者の状況を市長のほうから説明がございましたので、次の質問ですが、生活保護法24条、申請から決定まで14日以内の決定が原則だということになっておりますが、本市ではその14日以内のところはどういうふうな率になっておるか、その辺をお願いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 保護開始に向けての申請から14日以内が原則ということで、特別な場合、最高でも30日以内ということになっております。ただ現在率が幾らになっておるかという資料を持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきます。

○藤井議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時28分 休憩

午前 10時28分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて再開いたします。

和田一雄君。

○和田議員 先ほどの資料ですが、通告してなかったので大変失礼をいたしましたけど、大体14日以内で決定下されておる本市におきましては、62.3%ということで21市町で7番目にランクされておるということで、そこまでしかわからんのですが、ということでございます。ですからかなり頑張っておられるのではないかと受けとめております。

それから次の質問でございますが、生活保護の新規申請の処理状況はどうなっておりますかということも、先ほど市長のほうで77件ということで21年度、発表されましたのでそのことについても年々ふえております。そういったことでそのほうも今後のこういったふえ方については理解をしておるものでございます。

それから現在本市には人権多文化共生推進室というのを設けられて、多文化共生に力を入れておられますが、この保護のことで外国人の件ですが、外国人に対しての保護申請者への対応はどうなっておりますか、お聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 多文化共生でございますけど、本年度我が市におきましては今安芸高田市における外国人のどの程度の方が何人おられるかというのは住民窓口でわかりますけれど、どういようにかかわっておられるかということがしつかりわかってませんので、徹底した調査を今行っております。これは広島県内でもわかりません。安芸高田、初めての調査やっています。このことを踏まえて、今後の方向性、先ほど御指摘にあるようなことも検討してまいりたいと思っておりますので御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 和田議員の再度申し上げます。通告事項に従って質問をしていただきますようお願いを申し上げます。

和田一雄君。

○和田議員 次の質問に移ります。財源と所管及び扶助の種類と割合ということでございますが、本市における保護費は幾らになっておるか、それから国、県、本市の負担の割合はどうなっておるかをお聞きいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

財源と所管及び扶助の種類と割合ということでございます。生活保護



扶助費に係る財源の内訳は、国が4分の3を負担しています。残り4分の1を当市一般財源で負担をしております。

生活保護事務の所管につきましては、国では厚生労働省社会援護局保護課が行っております。県では保健福祉局社会福祉部社会援護課が行っております。本市では福祉事務所（福祉保健部社会福祉課）が担当しております。

それから保護の種類とその割合でございます。21年度分で御説明したいと思っております。生活扶助1億2,770万円、32.3%でございます。住宅扶助3,520万円、8.9%です。教育扶助397万円でございます、1%。介護扶助589万円、1%。医療扶助2億1,700万円、55%でございます。出産扶助はありません。生業扶助309万円、0.1%でございます。葬祭扶助、ありません。総額大体3億9,000万円程度が本市の現状でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 今、扶助の8種類の割り当てを説明していただきましたが、全体的に国の負担4分の3、75%、これは保護法が制定された1950年は80%の5分の4であったわけですが、1989年に現在の75%、4分の3になっているわけですが、これは補助金の整理とか合理化とか臨時特別の法律によってそういったことになったわけですが、5%の差がやはり財政にもいろいろと関連してくると思うので、その点の今後上げていくためのいろんな施策があろうと思うのですが、そういったことについてどうのお考えを持っておられるかをお聞きしたいことと、もう1つ小口の生活資金というのがあるわけですが、これは本市では採用されているかどうか、2つお願いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 生活保護の国の75%についてどうかということでございますけれど、これは大きな国の問題でもございますけれど、現在のところ国の制度に沿って扶助費を支給するのが役目と判断しております。ただ受給の状態、例えば保護者の方が外車に乗ってるとか、こういうこともありますので実態は把握しながらほんとにちゃんと受給者の方が扶助なってるのかどうかという調査はこれからもしていきたいと、その結果によってはまた制度改革も国なりに要望していきたいと思っております。

また小口の扶助制度でございますけど、現在のところはございませんので御理解してもらいたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 次の質問に移ります。調査でございますが、申請から決定、支給という流れがあるわけですが、この中でいろいろ調査をされると思いますが、この調査はどういったことをやられているのかお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 被保護者の生活実態等の調査という御質問でございます。保護決定以降における被保護者の生活実態等の調査でございますが、被保護世帯ごとに訪問頻度格付調査を行っております、年間の訪問計画を策定して、それに従って訪問して調査を行っております。この計画を基本としながら月訪問計画を立て、対象世帯に対し訪問予定日、調査目的、収入申告書の提出指示など事前に連絡を行い世帯の訪問を実施しておりますところでございます。

なお、世帯員について出生、転出など変動がある場合、また家屋補修に要する経費を認定した場合など世帯状況に変動がある場合は、その都度、臨時に訪問を行い世帯の状況把握に努めているところでございますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 ただいま説明がありましたが、このことについてはケースワーカーやそういったところが従事しておると思いますが、ケースワーカーや就労支援の専門員、こういった方は本市で何名ぐらいおられるのかお聞きいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 ケースワーカーは現在のところ5名でございます。特に就労関係でのということにはなっておりませんが、係長級の査察指導員が1名おりますということで、担当のケースワーカーと査察指導員においていろいろな面接しながら就労指導関係もやっているような状況でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 5名と1名ということで6名の対応だろうと思いますが、ケースワーカーというのはいろいろ相談に乗ったり、いろんなことで調査もしたり大変な苦労がある職と理解しておりますが、当初は大体1人当たり65世帯というのが都道府県、市町村は80世帯ということでございましたが、2000年の分権一括法で標準配置数ということになりまして、現在100世帯に1人とかいうふうなことも起きておるようなことであろうと思いますが、今職員の数も減らしていくというような中でケースワーカーをふやしていくとかいうことも大変だろうと思いますが、少しでもふやせれば多くの人に対応できるんじゃないかと思っております。

それから本市においては、リバースモーゲージという制度があるわけですが、このことについては採用されておるかどうかお願いいたします。住宅の宅地関係、そういったものを市のほうで融資するから担保に入れないといったことの制度。そういうことが採用されてるかどうかということをお聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 そうい制度は本市の場合、今採用しておりません。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 それでは次の質問ですが、過去において偽名工作とかいろいろなことによる不正受給というものがあつたかどうかお聞きいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 不正受給等は合併以来、福祉事務所ということで県から移管を受けましたが、ありません。毎年県の指導監査なりが秋に入つてまいります。書類も含めていろいろケースワーカー来てるとかいろいろな調査も含めて、不正はございません。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 その調査によって、いかに調査が大事であるかということがわかろうと思うんですが、先般県のほうで業者が被保護者に対し宿泊所をあっせんをして、そこでその被保護者に対してお金を受給するときにはその業者が情報を得、抱えるようにして連れていって受給を受けておつたと。サンドイッチのように挟まれていっておつたということで3名が今提訴しておるような状況が愛知県岡崎市のほうで見受けられておりますが、こういったところも今その調査の上で改善をされていっておるようでございます。調査がいかに大事なのかということを再認識するわけでございますが、その点よろしくお願ひしたいと思います。

最後に保護申請の門前払いが本市であるかどうかわかりませんが、なくするよにということと、制度改悪をもとに戻す、事務所の有無や年齢などを理由に保護申請の門前払いをやめるということと、そういった生活保護法の本来の趣旨に沿つた行政に転換して老齡加算の復活を初め、かつての政権によつて改悪された加算、給付をもとに戻すよに努力をしていただきたいと思います。

以上、日本共産党、和田一雄の質問を終わります。

○藤井議長 以上で和田一雄君の質問を終わります。

続いて通告がありますので発言を許します。

17番 今村義照君。

○今村議員 それではさきの通告に基づきまして17番、あきの会、今村でございますが質問をさせていただきます。今回も行政評価の問題でございますが、この行政評価システムの活用と今後についてどういった形で展開をされるのか、そのことについてまた改めてお聞きをしたいと思うわけでございます。

21年度におきまして、この行政評価制度についてはさらに進んだと私自身評価をしております。具体的には、この行政評価制度の本格的な導入によつて施策評価シートが98項目、そしてその裏づけとなる細目とし

での事務事業評価シートが454事業分析をされ現在に至っておるわけ  
でございます。その過程において、従来この案件については職員の大変な  
努力があり、また事務事業の各職員の事務負担というのはかなりのもの  
があったらろうというふうに推測もされ、非常にしんどい目もされてい  
るやに思うわけでございます。その御苦勞には大変頭が下がるわけでご  
ざいますが、そのことによって職員の仕事に対する取り組む姿勢は  
より積極的になり、各事業事務の目的の達成あるいは課題の掘り起こし、  
こういったことが効果があったのではなかろうかと総括もされておしま  
す。そのことはさらに今後とも大いに期待するところでもございます。

一方、その事務事業シートを受けて施策評価が行われ、今年度22年度  
の予算査定もこのことが活用され、施策や事業においてその予算配分が  
され、今年度の予算化に反映し、執行部の評価によって成立させた現在  
執行中の予算ということに反映したんだということも予算編成時に市長  
の見解も述べられてきておるわけでございます。

そこで、今回はその施策評価システムをさらに進化させる形で本来の  
持つ機能、これを充実させるために次の3点についてお伺いをしたいわ  
けでございます。まず1点目は、この行政評価というのはこれまで行わ  
れてきました事務事業評価並びに施策評価も、市民参加の形でこれにか  
かわっていないという実情がございます。それはやむを得ない事情もあ  
るかと思いますが、やはりこの行政評価の第1点は、市民の参加をいか  
にさせるのか、行政のほうで逆に市民参加に対して取り組むのかとい  
うのが大きな課題でございます。今回が情報公開あるいは行政の説明責任  
が市民の前にしっかりされるというのがこの行政評価の目的の1つでご  
ざいます。その点から第1点目に市民参加を増長させるためにどのよう  
に取り組まれるのか、そのために3つの側面からこのことについての御  
見解をお伺いをするわけでございます。まず現在事務事業評価を執行部  
の現場で行われております職員の立場から市民へはどういった形でその  
市民参加をされるのか、これが1点。2点目に市民サイドから見た市民な  
りあるいは市民団体、それから地域づくりの協議会なりそういった団体、  
その他市民側への対応のあり方としてどうなのかという点でございます。  
さらに3つ目の視点として、市民参加を増長させるために市長として市  
民の評価を今後受けるためにはどのように考えられておるのか、あるい  
は執行上こういうふうになればさらに市民参加が増長されるのではなか  
らうかというような御見解があればお伺いしたいと思うわけございま  
す。まずこの点について御所見をお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの市民参加を増長するための取り組みについての御質問で  
ございます。

行政評価を行う意義の1つとして、住民参加の推進が挙げられており  
ますが、これは現在市民のフォーラムや地域懇談会、支所別懇談会にお

いて行政評価をもとに住民と行政が論議を展開しているところでございます。住民への市民参画をこれからも促進していきたいと思っております。そういう場での意見をできるだけ行政にも反映するようには努力しておるつもりでございます。

現段階では、評価の結果は専ら内部の論議に活用しておりますが、将来的には行政評価の制度をさらに高めた上で市民とともに論議する資料として活用することも検討してまいりたいと思っております。

職員とのかかわりでございますけれども、職員の方にも自分の部の仕事だけでなく、他の部の仕事も力を発揮して、家族、地域の方にしっかり啓発するように訓辞を行っているところでもございます。いずれにいたしましても、市民の方々に行政をしっかり理解していただいて、ともに行政の推進についてみんなの協力を得ながら、すばらしい行政としていきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 現在、地域懇談会なり市民フォーラムでそれにもっていく形で行政評価の取り組みを紹介しながら今後論議を深めていきたいという方向性の御答弁でございました。やはりこのことについてはもう一步突き進んだ形で展開をする必要があるかと思うわけでございます。例えば市長として職員に対して本来市民ニーズがどこにあるのか、あるいは市民がせっかくこの施策評価シートに基づいて内部ではありますが展開しているわけでございますから、今現在ホームページではなるほどこのことが公表されております。残念ながら21年度の公表は今月末になると聞いておるわけでございますが、ホームページなりそういったことに公表されているので市民への情報公開は行われてるんだということには私は実際にはならんのではないかと思うわけですが、そのことにアクセスされる数は恐らく推定ですがわずかの人だろうと思うわけでございます。ましてや先ほど言いましたようにタイムラグの問題もございます。市長も今年度の予算にそのことを反映させたということでございますが、恐らく20年度の評価シートに基づいた形での予算反映であったのではなかろうかと推定をいたしておりますが、そのことについてやはりもっともっと市民のニーズがどこにあるのか、そういったことについてやはり首長として職員にそこら辺の考え方をもっと突っ込んでいく必要があるのではなかろうかと思うわけでございます。1つの例でございますが、普通の民間の会社でしたら、お客さんである市民に対していわゆる市場調査というのをよくやりますよね。つまり行政は例えばアンケートをとったりして事案によってはやるわけでございますが、やはりそういった民間におけるマーケティング、いわゆる情報収集をさらに詰めるセクションを行政でも設けてもいいんじゃないかというふうに思うわけでございますが、その点について市長どのようにお考えがあるのかお伺いをしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 住民の参画、住民の御意見を受けとめるということは民主主義の基本的な姿勢だと思います。そのために議会があり監査委員、いわゆる我々の行政をほかの面から見てもらってるわけであって、議会のほうも皆さんも住民の代表である、そういう意見を十分に反映してもらいたいと思うし、我々も執行面の面から財政面がこうだということをしっかりホームページなり広報なり通じて皆さんに啓発しておるところでございます。今の行政改革の時期に新しい組織をつくるということは課題事項だと思いますけど、これからもいろんな工夫をしながら皆さんの市民の意見を聞いてもらいたい。今支所別懇談会やってもなかなか参加者がおらんという状況なんですね。非常に市民の方々が行政に対して、市政に対して興味がないのか、あきらめておるのか、安心してきてないのか、そこはよくわかりませんが、そういうことをしっかりやっています。これはうちの安芸高田市だけじゃなし日本全国同じような状況でございまして、アンケート調査課をつくってからやるというのもユニークかもわかりませんが、そのことも踏まえながら、しっかりこれからも市民の方の意見を聞く努力をしていきたいと思っております。

これからも質問あると思っておりますけど、仕分けやってもこれは場合によっては議会軽視になりますよね。皆さんが決めたことをまたひっくり返して決めるということになりますので、その辺の整合をしっかりと保ちながら、やっぱり今のシステムを生かしながらしっかりと市民の意見を聞いていきたいと、かように思いますので御理解を賜りたいと思っております。

またきょうじゃなくても結構でございますが、こういう方法で意見の聞き方があるという御提案があれば教授願えたら幸いと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

質問の途中でございますが、この際11時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時04分 休憩

午前 11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き質問の許可をいたします。

今村義照君。

○今村議員 まず市民参加の点について市長に伺う中で、じゃ議会との関係はどうするんだということも出てまいりました。今はやりの事業仕分けを本来市民がすべきなのかどうか、あるいは議会にも確かに問題はございます。その点につきましては、また後の質問でこの点についてしっかり論議を重ねたいと思うわけでございます。

次に2番目の質問に移ります。行政評価システムと目標管理制度、こ

のことについてどういうふうに連動させるのかという点でございます。現在の評価シートを見ますと、事務事業仕分けの中から出てきた課題に対して目標なり、それから将来この案件については担当者としてこういうふうにしたんだと、あるいはこの施策が現在の段階で重要なのかどうか、そこら辺のチェックもなされておるわけでございます。さすれば、その施策評価についてもやはりもっともそのことを突き詰めていく必要があるだろうと思うわけでございます。評価視点を施策ごとにその妥当性、それから有効性、効率性、これを見るならその目的なり目標なり、その事業の方向性がより示されるべきではなかろうかという観点でございます。次にそのことをさらにステップアップさせて政策展開につながるお考えはないか、この点について市長と論議を賜りたいと思います。

○藤井議長 　ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　ただいまの行政評価システムと目標管理制度について、どのように連動させるのかという御質問でございます。本年度より行政評価の実施に当たっては、すべての施策・事務事業について年度当初に目標設定を行い方向性を定めて、期中においては、この目標を達成するために部内や課内で実施内容等について論議を行いながら、より効果的・効率的に事業を展開しておるところでございます。とりわけ御指摘の目標管理制度という側面から申し上げれば、当年度に実施する主要事業（今年度は34事業でございます）については当年度当初に工程を定めた目標設定を行い、毎月1回幹部会議において担当部長が進捗状況の報告を行い情報の共有と合意形成を図っているところでございます。

また、施策の評価につきましても昨年度よりヒアリングを実施いたし、今後の施策展開の参考にしているところであります。なお、すべての施策・事務事業において目的・目標・方向性を含めた評価結果を年度終了後に公表しているところであります。

○藤井議長 　以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 　今これまでの行政評価システムの流れについて御説明ございました。今年度、年度当初に具体的には34項目の重要政策に対して毎月チェックをしながら合意形成しているということでございます。残念ながら、そのことが議会に見えてきておりません。ということは市民の前にも出てこないわけです。現実には21年度の施策評価システムの総括がちょうど8月の監査期間中だったと思いますが、そのコンサル会社と担当者での検証会がされたようでございますが、事ほどさように、やはりそこに今市長がおっしゃったような進行性と多少タイムラグがあるんじゃないかと思うわけです。そこら辺についてはどういうふうに今後されようとしているのか。なるほど毎月幹部会議でチェックしながら合意形成してらんだということなら、やはり少なくとも重要案件についてはその経過

説明なりするお考えがあるのかどうか、そこら辺についてのお考えを賜りたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 主要案件につきましては、議会は全員協で、それから市民の方には広報で大まかな方向性については現在広報をかけております。それ以下のことをかけて、今度は行政の執行権のこともありますけど、混乱を招くおそれがございますので、そこらを取捨選択して議会の方々にもできるだけ知っというてもらいたいということがある場合にはちゃんと全員協なり開いて報告をしているつもりでございます。例えば新交通の件、過疎法の件等どういうふうになるかという方向性については、ちゃんと皆さんに明示しているつもりでございます。今後市民の方々に報告するような課題でもあれば、ちゃんと報告いたしますけど、今現在議員御指摘のようにすべて市民の方に報告してないということでございませぬので、しておりますので、この精度をどの程度までというのは議論があるにしても、このことについてはこれからも検討していきたいと。市民の方々も非常に細かいことまで聞いてもなかなかわかってもらえないので、大まか安芸高田市の方向性、将来性について理解いただければそれでいいんじゃないかと、かように思っております。また特例的な事項については、議会のほう、市民の方の要望があれば、その都度またお答えしていきたいと、かように思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 このことについては議会も深く自省するところでございます。確かに行政評価の中で市民に本来ならそういう案件についてもっともっと市民ニーズをくみ取るには、議会として市民の前に出ていってしっかり意見を聞く、あるいは案件の方向性について説明をする、こういったことは欠けていたことは事実でございます。現在、議会改革の名のもとにこのことを例えば議会報告なり、これから市民との懇談に入っていくわけでございますが、そこら辺についての今後の方向性については議会としてもしっかり自省しなければならないということは重々意識しているところでございます。

そのことはまた後で具体的に述べるとして、次にこれまでの市長の展開されております施策展開が政策として市民の前に今後こういったような形で施策を展開するんだというお考えについて、さらにもっと体系的に説明される必要があるやに私は思うわけでございますが、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御忠告ありがとうございます。実は私のマニフェストと新交通体系とか市民総ヘルパーとかという構想は私なりに体系的に説明してい



るつもりでございます。安芸高田市の人口構成を説明しながら、将来的に人口が減ってきますよと、将来的に老人とか支えるのをどうしないけんということの中から、市民総ヘルパー構想ですよということを行って。先般の支所別懇談会においてもグラフを示してやりましたけど、これ以上ちょっとやれということになれば、また私も勉強しないけんと思いますが、これは私なりにちゃんと説明してますので、議員さんそこを見とってなかったらしっかり見てもらいたいと思います。皆さんも立ち会っておられますけど、データを示しながら市民の方も納得しておられます。さらにわかりやすい説明することには心がけていきますけど、体系的には安芸高田市の高齢化率、少子高齢化の問題、これを支えるための市民総ヘルパー構想であり、また老人の対策としては将来の皆さん方の移動を確保するための新交通だということとちゃんと理解してもらってると私は思っておりますけど、まだまだ説明が足らなところもあると思います。また広報の仕方もちょうと言葉を行政用語を使わないように、ちゃんと皆さん方にわかりやすい言葉で表現することも大切だと思いますので、今後もわかりやすい表現には努めていきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。貴重な御忠告、ありがとうございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 そういう形で市民の前に示されてるというのはよくわかるわけですが、さらにその政策展開については、やはり政策の目標性がしっかり示されるべきだろうと思うわけでございます。それは数字的な目標なら一番わかりやすいでしょうし、数字で示すことはできんけれども、その環境をこういったような形で今後変えたいんだと、それが目的なんだと、あるいは市の行政の方向性なんだということについて、どのようにお考えでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 これ以上の目標設定はないと思っておりますけれども、とりあえず将来の少子化に備えてたとえば多文化共生だったら将来人材育成に困りますよと、そのためには外国の方々に手伝ってもらわないとけないんだから、そういう課を設けましたよ、大きな目標とするところでございます。

新交通にしてもそうです。新交システム、今のシステムでは乗れないシステム、周りの交通状況では。乗ったとしても費用かかる、そうじゃなしに皆さん方の乗れない状況を乗れる状況にしてあげましょと大きなわかりやすい目標を設定してます。市民総ヘルパーにしてもそうです。今までの介護保険とかいろんな国保の制度なんかはだんだん検討するたびに国保の金、介護保険の金が上がっていますよと。若い人は金をかけんようになりますよと、そうするためにはサービスが落ちたところについてはやっぱり皆さんが自助・公助でしっかり支えてあげましょと、その補完をしようという大きな目標設定を掲げて、これ以上わかりやす

い目標はないと思います。何人が助かって、何人がどうこうというのはわかりませんが、そんな行政は、広島県、日本、考えてもやってるところはないと思います。ただ私の行政というのはしっかり目標設定をしてると思います。それでもしこれを将来のために人口を減ってもどうにかなるんだということがあれば、また皆さんの御意見聞いていきたいけど、現在の人口構成から将来に向かっても非常に厳しい状況にあると。そうなっても安芸高田市を支えていくためには、福祉を広島市とか韓国行ってするわけにはいかんと、そのためにはちゃんと働く人をちゃんと確保していこうという、ちゃんとわかりやすい目標だと思ってるんですけど、ごめんなさい、私の自負してた。まだもう少しいい目標があったら皆さんの御意見を賜りたいと、かように思いますのでよろしく願いいたします。こういうこと、レベルの問題だと思うんですけど、これ以上わかりやすい目標設定はないと思ってます、自分では。皆さん方の将来を支えるために人材育成してあげましょと、将来の病院を支えてあげましょと、この中山間地域、将来的には看護婦さんいないですよと、そうすると学校から数人助けてもらいたいと、こういう目標を掲げて、お医者さん来られますよ、この目標捨てて改善するって。わしの個人病院助かる言うて、そりゃそうでしょ。あと10年すればこの中山間地の病院に、または僻地の病院に今でも来ないですよ、今の少子化で半分になりますよ。だからそういうことにならんように今から人材の育成をしよう。もちろん昨年、今の男女共同参画社会にしても女性のパワーももらわないけど、それをやっても足りませんよと、またいっぱい頼らないけんということをちゃんと目標設定を立てておりますので、私なりのすみません、生意気なことを言いましたけど、目標の仕方をもっと違う角度があれば皆さんの御教授を願いたいと思います。今の私の頭ではこういうことしか浮かんでこんのでよろしく御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 まさに今おっしゃった姿勢を市民は期待しておるわけでございます。このことによってそれをもっと深く突き詰めていくというのが私らの役目だと思っておるわけでございます。いみじくも目標の角度をどういったような形で今後詰めるのかという点が出てまいりました。このことを次の3番目の質問でさらに具体化していきたいと思うわけでございます。

これまで策定されております総合計画、これには多少の状況の変化によって見直しもあるやもしれんという執行部のお考えもあるようでございますが、そのことと市長のマニフェスト、これを盛り込んだ政策展開が今後どのようにされるのか。そしてどのように体系化されて説明されるのかというのが大きな今後の課題だろうと思うわけです。これまでたびたび言ってきましたけれども、行政評価システムの究極は政策評価につながるわけですよ。そしてその政策に対して市民がいいかにかかわり、

その市民ニーズにこたえるか、このことをお互いに検証するというのが行政評価の原点だろうと思うわけです。そうすると政策展開に向けて今後総合計画、これまでの行財政推進計画、各種のいろんな計画がございます。これと市長が選挙で公約されたマニフェストをどういうふうに仕組んでいくか、これがこれからの課題だろうと思うわけです。そこには執行部と議会と市民の3者の推進体制が構築されなければなりません。このことについての説明方のお考えをお聞きして、ちょっと突っ込んだ形で論議したいというように思うわけです。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 総合計画や私のマニフェストを盛り込んだ政策展開をどのように推進し体系化するかという御質問でございます。行政評価の体系につきましては、基本的には市の総合計画の施策の体系に沿って現在作成をしております。御質問の総合計画や各種計画、またマニフェストも当然のことながら行政評価体系表に組み入れられており評価の対象となっておりますところでございます。

今後どのように市民にわかりやすく評価結果を公表していくか、また市と議会、そして市民の3者でどのように推進体制を構築していくかということは、今後検討すべき大切な課題と思っております。

先般も同僚の議員さんから質問ございましたけど、こういう見直しをする時期に来ていると私も認識しております。過疎法の変更時期であるとか、この安芸高田市の合併のときに使われました総合計画につきましては、社会的状況もかなり違ってきております。そういうことを踏まえながら早い時期にこの計画の策定に取り組んで、総合計画の変更に取り組んでいきたいと思っております。私は1年と申し上げたんですけど、1年以内ということでしたら、実際的には各職員にはそういう方向で指示をしておりますので、ある時期には皆さん方にまた御相談申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 ここに実はよそのことなんですけど、ちょうど規模的には安芸高田市と同じような規模で、熊本県に合志市というのがあって、これは2町合併してできたまちなんですけど、そこで進めてるのをちょっと聞いてみてください。この総合計画の策定への考え方、それからその総合計画と連動した形での行政評価システムのことについて現在行われている事例でございます。そこには当然これから見直しもされるであろうその総合計画を基本として市民にわかりやすい形での総合計画の策定、それから政策体系の整備及び位置づけですね、それから市長のローカルマニフェスト、これを盛り込んだものを、ちょっとここが当市と違うところなんですけど、市長の任期とこのことをリンクさせた形での総合計画の策定をやっているわけです。それは望んでもできないわけですから、しかしそこ

で総合計画と行政評価システムの推進体制、このことについてはしっかり学べるんじゃないかなと思うわけですよ。

先ほど言いましたように、執行部があり、それから議会があり市民があるわけですね。その3者の関係の中でその総合計画及び行政評価システムの推進をするために、例えば市民サイドで言いますと、総合政策審議会というのを設けてるんですね、この場合。これは公募の市民と有識者20名で構成されている。ただそこだけではなしに市民に参画を促してアンケートであるとか事業別にワークショップを通じて実に驚くなかれ市政への参画を1割の人がこれにかかわってきてるんですね。このことを逆に言えば制度化してるわけですよ。こういったことがこれから総合計画を詰めていく、あるいは政策展開をしていく上で当市にもやっぱり求められているんじゃないかなと思うわけです。もちろん議会として先ほども言いましたように、これから市民の前に出ていって本来市長が選挙運動を通じてマニフェストが生まれたようにほんとに市民のニーズがどこにあるかというのは市内全員であたれば、さらに強い市民ニーズが情報収集できるわけですね。そのことを展開としてこれから取り組んでいくつもりでございますが、そこら辺とあわせてこれからのあり方については総合計画の進め方について検討課題というふうにおっしゃいました。そして1年以内にその案が示されるんじゃないかなということでございますが、以上の観点から見て市長の御所見を改めてお聞きしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 総合計画というのは今の熊本県の例もありますけど、非常にその中身を見ても普通の感じの総合計画です。以前ちょっと触れたこともあるんですけど全然変わったこともない。ただ市民の意見を聞くというのは一般常識という話なんで、うちもこの計画策定に当たっては、ある検討委員会と、前回もそういう手続は踏んでおられます。そういうことをしていきたいと。もちろん議会の方々の意見も賜りたいと。私、政策的には非常に自信があるんですよ。どのまちとっても、今の市民総ヘルパー構想にしても新交通にしても、今の多文化共生にしても広島県初めてですよ、これ全然やってない。これをやってるね、ちょっとは評価してもらいたいと思うんですよ、非難ばかりじゃなしに。悪けりゃ悪いと言ってもらいたい。このことをしっかり評価も非難も加えながら、新しい計画の中に位置づけていきたいと。そりゃそうでしょ、いつだって今まで議論してきたけどこんな考え出んのです、何ぼやったって。新たに市長になってマニフェストに書いてあるけしょうがないじゃないですよ、皆さん非常に評価もいただけてますよ、やってくれと。さらなる充実も図っていけど。そうするにはどうすればいいかというのが原点だと思います。私非常にこの安芸高田市の長期計画いい方向でいくと思います。広島県にない、広島県で一番の計画ができるんじゃないかと、かよ

うに自負しております。しっかりそのためにも議員の皆様、市民の皆さんの意見を今以上に聞いていくことが大事だと思っておりますので御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 えらいお言葉でですね、私は別に非難しているつもりはないわけです。そここのところは誤解のないようにしていただいて、もっと市長の政策展開については非常に評価をしております。そのことについてさらにそのことをより市民に知らせ、議会に理解を求める意味でそういった仕組みをつくれればいいだろうと。なおのことそれが総合計画なりに体系化されて市民の前にしっかり公表される、その目標が完全に展開されるならこれにまさるものはないわけですよ。それに向けてだからおっしゃるように、定住促進なりそれから総ヘルパー構想なり新交通システムなりですね、そういったことを含めてそのことを計画にしっかり体系的に説明していくと、こういうことが必要じゃなかろうかということ言ってますので、そこら辺について改めてお考えをお聞きして、私の最後の質問といたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。要するに市民の方々にもっともこのことを理解してもらおうということだと思いますので、我々もそのつもりで市民の方々にまた啓発のほうに考えていきたいと。先ほど申しましたように、職員も一丸となって建設課が福祉課のことを知らんとか、福祉課が建設課を知らんとか、実態はそうなんです。市長においても各課の事業をしっかり知るシステムをつくって、またしっかり非難をしてもらっていい方向にしていきたいと思っております。非常に大事なことなので、このことの中に評価システムとかいうのも定期的に加えていくことも大事だと思います。貴重な御提言ありがとうございました。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。これをもって今村義照君の質問を終わります。

この際13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 会議を再開いたします。

引き続き通告がありますので発言を許します。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 9番、宍戸邦夫でございます。さきに通告いたしました3項目にわたって質問させていただきますが、まず防災について市長にお伺いいたします。今安芸高田市も安全安心なまちづくりということで積極的に取り組

みを進め、市長の提案の中で自主防災組織も組織化がされつつある。私の地域も今年度中に組織を立ち上げようというふうな地域振興会の動きでもありますが、そうした市民の皆さんの安全安心に対する関心度が高まっていると感じております。またさきにおいてはハザードマップの見直しということも市長のほうから言われてきております。特に防災についていろいろ幅が広いわけでありましてけれども、特に市内各地にあるため池の安全性の点検というものを行政主導と言いますか、主体的に取り組みをしていったらどうかと思うわけです。この質問は実は平成20年9月の議会にもこういう定例議会においても質問はさせていただきました。なぜ2回行うかということでもありますけれども、今気象状況というのは何とか変な状況で豪雨も局所集中的なゲリラ的豪雨が発生している。7月の庄原の災害もそういう状況にあったのではないかと思いますし、平成18年でしたか八千代の豪雨も集中豪雨で相当な被害をこうむったということがあります。そういうようなことから、このため池というのは農業を中心とした利活用目的としたため池もあるわけですが、考えようによっては、これは災害防止をするため池でもあるというふうに思うわけです。いきなり土砂が流れるのを一たん受けとめるという役割を持っているいわば多目的なため池でもある、こういうふうに考えているわけです。そういうことを考えたときに逆にため池が集中豪雨でオーバーフローしていくということになりますと、逆にため池が決壊したときには下流の住家、農地はもちろんでありますが、住家が多大な人的被害も相当あるのではないかとというふうな箇所が見受けられるわけがあります。そういうことを考えたときに、私はため池というのは地元の受益者が管理するのが当然ではあるかと思いますが、しかし管理者でない住家の人がこのことについて大変な不安を持っておられる人が何人かおられる。こういうことにかんがみて私はあえてもう一度質問をさせていただいて、この行政主導で地元の振興会なりそして自主防災組織なりの協力を得て、もう一度調査をしたらどうかと考えておるわけでありまして。

20年の9月ときの答弁の中に、市長は1,000立方メートル以上の危険な状況にあるため池138地区について、関係者との協議で順次改修を実施していますと言っておられるわけです。それはそれとして、実施しておられるというふうには思いますが、その138地区に1,000立方メートル以下というのも対象に入れていただいて、この調査を行政が主体的にやっていくというのが一番いいと思いますが、やっぱり地元の住民の皆さんと安全安心ということを考えて地元の皆さんの協力を得ながら、また地元の人がここにこういうふうなため池があるんだなということに関心を持っていただく、こういうことをやっていただければと思います。それと同時にハザードマップが作成されるということではありますが、ここにため池の位置は書いてはあるんですけども、どういう状況かということも、もしできればそういう実態というものをハザードマップの中にも入れていったらいいのではないかと思います。災害が起きてからでは遅いとい

うことで私は2遍目の質問をさせていただいたということでありませう。まずその点よろしくお願ひします。

○藤井議長 　ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　ため池についての御質問でございます。ため池の安全性の点検を行政主体でできないかという御質問でございますが、行政といたしましては、毎年梅雨を前にため池の管理の徹底について広報あきたかた等に掲載いたしまして、日常点検において堤体周辺の変形、漏水の有無等を確認し安全性の確保を図っていただくよう啓発に努めておるところでございます。今年度も7月の広報紙でお願いをしたところでございます。御承知のとおり、ため池の管理につきましては、受益者みずからが管理をされるものと認識しておるところでございます。したがって行政といたしましては、今後においても引き続き安全性に留意した管理指導を行ってまいりたいと思っております。

またこのたびの豪雨によりまして、ため池の被災箇所は、安芸高田市全体で8カ所把握をしております。幸いにも決壊に至る大きな被災は発生しておりません。しかし、本災と報告しているものが1カ所ございます。これは10月に査定を受ける準備をしているところでありませう。それ以外7カ所につきましては、市単独事業の農業土木災害復旧補助事業で対応してまいる予定でございます。

また、自主防災組織の協力のもと、ため池の実態調査ができないかということもございました。安芸高田市のため池の実態把握につきましては、平成12年から平成17年にかけて国、県の指導のもと実態調査をいたしました。その結果、安芸高田市全体で905地区をため池台帳で整理をしております。この調査によりまして、場合によっては決壊が危惧される危険なため池が138カ所あることを把握しており、昨年度ハザードマップを作成し、支所や受益者に配付したところでありませう。現在そのうち地元要望のあるところから関係者と協議を進め、順次改修事業を実施しているところでございます。市といたしましては、このハザードマップをもとにして安全性の確認について地元代表者を初め全地域への啓発に取り組んでいるところでございます。今後とも日常管理や降雨時の対応などの指導と情報提供の充実を図ってまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思ひます。

○藤井議長 　以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 　ありがとうございます。市としての取り組みはよく知っております。ただ調査をする段階で地元のほうの話なんですけど、もう相当古いため池があるわけですね。そのため池が登記簿を見ると、大体だれだれほか何名というのが設置管理者というふうになっておるんですけども、中には共有地だけ書いてある。だれが責任者かわからん、こういうのもあるわけですね。そういうのが何件かあるということですのでこれをどうしたらいい

いかということがあるわけですね。だれの責任において、またかもうてええんかかもうて悪いんかそういうことがその地域の住家の人が代が変わったりして不明なため池が数多くある、こういう状況があるわけです。そういうところをどういうふうにしてやっていったらいいかと。当然地元が危ないと思う人が管理すればいいんでしょうけど、やっぱりそれは勝手に構っていいかどうか、構うことによってさらに人災を起こす場合もありますので、そういう点についてはちょっと市長に質問をしておきます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ため池につきましては、やっぱり管理関係、さっきの管理組合とかあるので、その実態を行政としてもしっかり把握をしていきたいと思えます。また管理所についても整理組合ができてる場合はちゃんと設定するなどその手法に努力していきたいと思っております。

水は大切な資源なんですね。今まで農業をするためのため池という概念だったんですけど、今度はさっき議員御指摘のように防災上とか、例えば水道の水源として可能かどうか。実はこういうテーマで調査をしているんですけど、土改連に行ってもらってるんですけど、こういう方向からもある程度行政がいつそ関与していかないけんともあると思えます。このように農業がなくなったからため池要らんというんじゃないし、市の大きな財産としてこれからも、どういった位置づけになっているかとかどういう役割があるかということを徹底的に調査をして有効活用を努めてまいりたいと、かように思っております。

また管理につきましても、ちゃんと権利者を調べまして、その辺のことを地元と話し合えればと。基本的には組合のため池でございますので、管理者みずから災害なりそういうことをしていくのがベターだと思いますけど、さっき申しましたように総合的な見地の話もございますので、行政としてもちょっと一考してみたいと、かように思っております。御理解を賜りたいと思えます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 それで私が特に申し上げたいのは、局所集中型の豪雨による被害が、ため池があることによって人的被害にならんということがまず1番の目的で私は言っておるわけです。ですから中にはだれの管理者が責任が問われるかわからん、こういうところもやっぱり地元の方は、ここにため池があるということは知っておられるし、それをどうするかということ行政が主体的な立場をとってやっていただければと考えております。

次の質問に移ります。高速情報通信網（光ファイバー）整備についてでございますけれども、これはさきの安芸高田市の過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎計画の中にもあるわけです。これもまた以前私が質問したことがありまして、この光ファイバーというのは各公共施設が



各支所には既に引っ張ってあるわけですがけれども、各戸すべてこの光ファイバー通信網というものを配備して、この活用を積極的にして、例えば福祉とか、教育はもちろんですがけれども福祉問題、医療問題、そういうこともこうした光ファイバーによって活用していけばと考えておるわけです。この必要性というのは過疎計画の中にもうたってありますけれども、その必要性というものをどういう範囲でどういう活用をするんだということをまず知りたいということと、具体的な取り組みの計画、例えば過疎計画22年から平成27年に6カ年延長ということがありますが、その間に検討するのか、その間にはもう検討して既に計画を実施計画まで立てられるのか、そういう点についてお伺いいたします。そしていづろ市民に明示できるかということもあわせてお願いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどの質問の補足でございますけれども、ため池ですね、構造的には越流ますになっとなって人工的に降った雨以上の操作はできんようになってます。自動的にオーバーフローしてから出すと、少ないときにはそこで制御できるということですから、ダムが壊れなかったら安全なんですけれど、ダムが壊れたらだめなんで壊れてないという安全を確かめないといけんということでございますので、そういう方向性から検討してみたいと思っております。構造的には越流するんで過放流ということは絶対ありません。ダムがあったために、決壊だったらですよ。ばあっと降ったら流れますよ、決壊しないような構造にしとかなないといけんということなんです。

それから光ファイバーの件でございます。これは私も光ファイバーというものは高額な金額もかかります。私も引き継いだときにはADSLで処理するかとかいうような手法もあったんですけど、全国的に見たら、もうほとんど光ファイバー整備してます。国のほうの施策も困るのが、光ファイバーありきで施策を展開してきます。もうあんだのこのうちにはないよ言うても、うちはラジオしかない、テレビはないと同じようなことなんで、やっぱり条件整備的、行政的には必須の条件の話になってると思います。県下においてもうちと加計と庄原が今度無線入るんやからそのぐらいしかありません。だからそういう意味でも若者定住の意味からもこれ絶対必修科目と理解しております。予算的にはどうかという話でございますけど、やっぱり合併特例債があるその間にこの問題を処理していきたいと。できることならその処理をやって、7割、8割の支援をいただく中でこの問題を片づけていきたいと。いわゆるものとすればあるまち部じゃなしに市全体をカバーしていきたいと。54号線沿いとかその住宅地だけを、多いところだけレンタルすれば半分の経費で済みますけど、そういうわけにはいかないんで、安芸高田市全体をカバーした整備をしていきたいと思っております。このことはやっぱりこれからも必須の課題だと思っております。若者定住を考えると、若い人に聞いたら

光ファイバーもないんかというようなことをおっしゃいますので、このことは安芸高田市の市政として、市の1つの誇りとして光ファイバーが要るんじゃないかと思ってます。活用の方向なんですけど、この時期につきましては、あと3年後に切れますけど、それまでには計画を立てて方向性を、合併特例債ということを行いましたけど、ここ一、二年の間には方向性を出してじゃないと間に合わなくなるので、いつからと言われたら、そこに間に合うような実施の仕方だと思ってもらったら間違いだと思います。

それから何をやるかということなんですけど、いろんな市の中の情報をテレビで放映するとかいうことも必要なんですけど、まず防災的にしっかりこれを使うシステムをつくりたいと。今防災無線が有線と無線とでなったり、安芸高田市向原とか吉田とか高宮とか一斉の通報ができんとか、こういうことがありますので、そういうことはしっかりと共通のシステムにしたいと。もう1つは、お年寄りの対策として今新見とかでやってるんですけど、ワンタッチシステムといいまして簡単なパターンをつくってですね、6つぐらいの。年寄りの方がごみ捨てるのに困ったらぱっと押したらちゃんとかうしなさいとか、何かものを押したらだれかが教えてくれるとか、こういうワンタッチシステムというのが、これするというんじゃないしにこういうのを参考にしたいと思ってます。非常にお年寄りの方、複雑なボタンを押してもわからなくなるので、こういうようなことができるんじゃないかと。こういうことによって成功した自治体もあるんで、そういうこと。それから大きな市内の広報紙としての役割、広報活動としての役割というのは第2次的にも考えていきたいと思ってますけど、これ非常に運営費もかかるのでテレビの画面をつくったりそれ編集したり経費等かかるんで、このことにつきましてはもっと勉強していきたいですけど、一義的には防災的なことをして、ツーステップとしてこのような北広島でやってるような方向も考えていきたいと、かように思っております。どっちにしてもこの運営に当たっては市民の方々に理解してもらって加入していただかないと非常に高いもの、絵にかいたもちになりますので、市民の方が納得いくような形でこの方向性を定めていきたいと、かように思っておりますので御理解をさせていただきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 今若者定住というのが安芸高田市の大きなテーマになろうと思います。さきの先輩の議員さんの質問の中にもやはり高齢化が進んでいく中で、若者定住が今から大事になってくるというふうにも思っているんです。しかし、そういう定住できるような環境がないようなまちにしたんじゃ、確かに福祉対策ももちろん大事なんですけど、そういった先行投資的な行政運営というのも私は大事なんだろう、こういうふうにも思うんです。また企業を誘致するに当たっても光ファイバーがないと企業も来てもど

うにもならんというふうなこと、交通網と一緒に、通信網。それは企業にとって大事な命綱になるわけで、そういうことを考えたときには相当の経費がかかるというのはわかります。わかりますけど、将来の投資として早くやるべきだろうと私はこういうふうと考えております。大体大きくところによると6億円ぐらいだったら補助をもらってできるんじゃないかという話も聞くわけですが、そこらは定かではありませんけれども、早い取り組みでやって、この安芸高田市がむしろ安全で安心でしかも若者定住、工場誘致というふうなある程度、積極的な取り組みを早くするべきだろうと思います。広島県の中でも遅いほうだということは別として、光ファイバーをやるまでにはほかのいろんなインフラ整備を安芸高田市もされてきたわけですから、ここがおくれているとは思っておりません。ですから早い段階で取り組みをすればという私の考え方。

次の質問に移ります。私がここで3項目質問させていただくんですけど、特にこの小規模多機能型居宅介護について、これを市長さんに特に考えていただきたいと思うんです。さっきの2つも積極的に取り組みをしていくわけですが、今安芸高田市は市民総ヘルパー構想ということで、いろいろ市長さんアイデアを出されて、この過疎計画の中にもあるわけですが、家族介護リフレッシュ事業とか生活サポートとかいろいろヘルパー2級を取るための費用の負担をある程度していこうとか、いろいろ市民総ヘルパー構想の中に取り組みをされておられます。この小規模多機能型の居宅介護について、市としての取り組み状況、まず今までのそしてこれからどうするかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○藤井議長 　ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　小規模多機能型居宅介護の前に、さっきの御質問の補足をさせていただきます。全くそういうこと説明不足だったので漏らしてました。やっぱり光ファイバーによる情報の速度を速めるということですね。それと企業誘致にもそういう問題がございます。それから我々辺地医療、この医療の効率を高めるためにもこの問題が必要ということ、老人だけのためじゃなしに若者の定住にとっても大きなことなので、ぜひともこれは早い時期にやりたいということで御理解してもらいたいと思っております。ありがとうございました。

小規模多機能型居宅介護についての市としての取り組み状況でございます。小規模多機能型居宅介護について市としての取り組み状況は、現在、高齢者福祉計画第4期介護保険事業計画に基づき、平成22年度の開設を目指して有限会社マイドゥにより美土里支所の近くに認知症対応型のグループホームと小規模多機能型居宅介護事業所の建設が進められておるところでございます。さらに本年10月22日までを期限といたしまして、今度は向原・甲田地区を包括するための小規模多機能型居宅介護事業所の募集を現在行っているのが現状でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 しょう規模と読むのか、こ規模と読むのか、大体私ら行政ですからこ規模というふうに言うんですけど、その多機能型居宅介護ということで、市としての取り組み状況というのはわかるんですね。美土里町のほうにもこれから建ち上げをされようとしておられますし、これも民営ですね。この取り組み状況を私は今後行政が主体的にやるというのが一番いいんじゃないか、この安芸高田市の高齢化が進んでいく中で民営化で任すというだけじゃ、これちょっと経営的に成り立つんだろうかという不安もあるわけです。一たん始めますと、やめるというのは大変困難だろうと思います。ですからそういうことを市として積極的に取り組む必要があるんじゃないかと思うわけです。この制度の特徴について、ちょっと簡単でもいいんですが具体的に説明をしていただきたいと、また先ほど申しましたが、高齢化が進む中で介護施設拡充ということも私は以前の質問にも言いました。在宅介護というのは、介護はもう限界である方もおられますので介護施設というものを充実強化して行ってほしいということも質問させていただいたわけですが、そうは言いましても財源的にも物理的にも限界があるということになりますと、やっぱり在宅介護というのは積極的な取り組みが必要だろうと思うわけです。そういうことでこの制度の特徴についてどういうふうに把握されておられるかお聞きしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私がわかる範囲内で御質問にお答えいたしますけど、詳しいことについては担当部長のほうから説明したいと思います。

小規模多機能型介護というのは、今行政直営でやったらどうかという御意見でございますけれども、全般的に今日本の方向でほんとは施設介護というのはこれから日本の財政はついていかないと、できるだけ在宅介護をしていきたいというのが厚生省の方向ですね、国の。そういう指導を受けているわけでございますけれども、そうかといってちゃんと預けないけんシステムも要するというので、これは小規模多機能型介護ですけど通所型も重視した介護と聞いております。いわゆる自分のところでは見れんのだけど、そういうところの補完をしてもらうことによってちゃんと家で見ることもできるとか、それから痴呆性の方がおられますので、こういう方の対処も今聞いておるところでございます。それから直営でやりますと、民間の活力を利用をしたよさが出てこないの、民間もあって今の高宮のような直営もあるということのお互いに切磋琢磨、牽制し合いながら効率のいい社会をつくっていくのがいいんじゃないかと思っております。もちろんそのためには行政がちゃんと的確なる指示監督のもとにということとは前提で考えております。いずれにいたしましても、こういうような施設の展開というのはどうしても介護保険料とか

医療費のアップにつながってきますので、慎重に考えていきたいと思っています。詳しい小規模多機能型居宅介護については、担当部長のほうから説明したいと思います。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 小規模多機能型居宅介護でございますが、これは平成18年4月の介護保険法の改正によりまして地域密着型サービスということで創設されました。この小規模多機能型居宅介護は通い、デイサービスを中心といたしまして要介護者のそれぞれの態様に応じて、希望に応じて随時訪問介護等もでき、またショート、泊まり等も組み合わせることができるようなものでございます。重度、中重度となっても在宅での生活が継続しながら施設の利用となります。このサービスが創設される前には通い、訪問、泊まりそれぞれ別なサービスで介護サービスというふうなところもございましたが、地域へ根差した地域密着ということで同じスタッフによりまして、例えば認知症とかいうのは安心できるようなスタッフでございまして、連続性のあるケアを利用できるようなところでございます。登録数が25名以内で1日当たりの通いの利用者が15名以下、泊まりは9名が上限となっております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 安芸高田市、市長を中心に市民総ヘルパー構想というところでですね、先ほど申しましたが、いろんな事業を取り組んでまいります。これを何人かの人が講座を受けたりして、資格もとられていくだろうと思うんです。先ほど部長さんのほうからも地域密着型ということでした。病院へ入院しておられたり、施設介護をしておられる方も、そういう従業員さんとかに聞きますと、やっぱり家に帰りたいという人がほとんどだそうです。ですが、実態的にはもう帰れないという実態があって寂しい思いをしておられる方が何人かおられると聞きます。そこで地域密着型ということで市長さんは、家族介護リフレッシュ事業とか2級のヘルパーの資格を取るための助成とかしておられますし、生活サポート事業ですかね、そういうものもやっておられるわけです。そういう事業を展開していく中で、最終的にヘルパーの資格を取ったときに、そういう人たちがどこかで活用できる場があればいいんじゃないかと思うんです。せっかく資格を取っても、施設も行かれんし病院ももちろん介護者として行かれないという状況の中で、地域の中で介護サポートをしていくと、地域住民全体でこれをサポートしていくということがこれから問われるなど思うんです。施設介護を重視してほしいということはやまやまなんです。ですがこれも限界があると思いますので、そういうところを私ら行政が主体的にやるべきではと思うんです。せっかく市長さんが市民総ヘルパー構想と言って総がかりの大きなテーマでやられても、具体的にそれをどういうふうに体系的に推進していくかということになると、これから

民間の人だけでやりなさいや言うても難しいんじゃないですか、私はそう思うんです。公的にやってほしいというのは私は希望なんですけど、どうしてもできないということになれば、これ民間の人でやられるにしても、その方たちへ積極的な支援というものを私はするべきだろうと思うんです。

以前に、これ吉田病院の話でしたけれども、安芸高田市には病院もない、施設も特別な施設はないんですけど、そこらへお金を投資することが今までなかったんですね。ですが、ここに来て地域医療という問題が起きて市長さんもそれに対する政策の1つとして経済的支援をしようとして、約1億ちょっと予算を組まれました。そういうことを考えたときに助成がすべて民間の人へ全部あてがって失敗したらしょうがないですねと、こういうことにはならんと私は思うんです。特に安芸高田市のこれからする中では地域を挙げて市長さん、ヘルパーをしようということになっておるわけですし、そのためにもそういう人たちが活動しやすい、多少なり市長さんはポイント制ということもおっしゃっていますが、多少なりお金が入ってくるようなシステムができないのだろうかという、そうしたときに行政でやれば一番いいんですが、できないということになれば民営でやられる方の支援、これは経済的支援もできればそうでしょうが、相談に乗るとか地域へ積極的に行政も出向いていって、こういう制度があつてこういう事業をこの人たちが展開しようということなんです。特にこの制度が小規模多機能型居宅介護の制度が経営的に成り立つんだろうかと思うんです。ある本を見ますと、どっかの病院とかどっかの介護施設と併設してやれば何とかできるかもしれませんが、これだけやると言ったらちょっと経営的に難しいんじゃないかと私は感じたんです。そういうことを考えたときには、やっぱり行政的支援というものをすべき、これは民間がやるにしても、ある程度公共的な事業になってくるだろうと思うんです。そういうことを考えたときには、やっぱりそういう支援、相談に乗るとか、地域へ出て例えば空き施設を、公共施設の空き施設を無料で貸し付けをするとか、例えばその地域の皆さんのそういう関心のある人に集まっていただいて、そういうシステムをつくっていくとか、支援システムをつくっていくとか、そういうことを考えていけばと思うんですけど、市長さんの考えをお聞きいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 大体考えていることは議員さんと変わらないと思うんですけど、小規模多機能型介護というのは、業者に任せっ放しというんじゃないと思います。住民の方々もある程度のフォローをしましょうと、介護についてということなんで、全部あんに任せたらというんじゃないし、さっきのような地域のかかわりとかですね、何ぼでも行政がフォローしていかなくちゃいけないところだと思いますので、その業者が取ったからあなたに

任せるといふんじやなしに、ただ総体的に経営者側も経営の努力をしてもらわないけんということで、協力体制をとってやっていこうということでございます。

先ほど私、ポイント制度と言ったんですけど、市民総ヘルパー構想というのは本来ならば何で最初わしヘルパーならんのかならヘルパーの講習を受けんよというのがおっちゃんたですけど、そうじやなしに基本的には市民の方々に代替医療とか介護とか福祉に関する知識をレベルアップしとこうじやないかということでございます。それと例えばポイント制をやるとしても、やっぱり地位と知識の持った人がやるということにしないと、なかなかただ話し合いでポイントといふんじや困るんで、そういう意味のポイント制ということになってくるんで、そういうことをうまくやっていこうと思ったら講習も大事だと思います。ある程度講習をして、一般知識を持った人がある方を1カ年介護しましたと。それでその方が困ったときにその1カ年を何らかの形、今度は資格の持った人が返してあげましようといふような社会的な契約が成り立つんじやないかと思っております。こういうようなこともあると言ってるわけで、なかなか実施に向かうといふのは難しいんですけど、担当課には一度どういう課題があるんかといふことを整理しながら実施に向かって努力しております。この問題は、非常に銀行法という法律があつて、市長が変わつても政府が変わつても、預けたポイント返してもらわなきゃといふことで、非常にわしが考えたように簡単にいかんかもわかりませんが、こういう田舎のシステムとしては非常にいいシステムじやないかと。田植えのもやいの精神でいこうといふことなんで御理解してもらいたいと。

この小規模多機能型居宅介護といふのはいろんな意味を含んでまして、地域に農場をつくつてもらふといふこともあるので、地域と連携をとりながらやっぱり経営の成り立つような展開じやないと困っております。今のところはこういう成り立つ人が自分で計算をして、この指にたかってくださいといふってニーズをすごい起してますけど、議員おっしゃるように非常に経営的にはそんな生易しいものじやないと理解しております。これ大体全国的な傾向なので、この課題もよく見ながら場合によってはタイムリーに行政の支援も必要かもわかりません。ちょっと様子を見ていこうかと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 ありがとうございます。例えば農業を守るために法人化されておりますよね。これは作物をつくつて経営を成り立たないといふけん、そのために行政支援も相当ありますよね。農機具買う国の補助金もある。県もある、市もやっておられる、利子補給もしている、そういうふうなことと私は余り変わらんのではないかと。ですからこれを人為的な問題ですから大切ではないかと思ふんですよ。ですから民間と行政と市民と一体的な取り組みといふのは、口で言うのはみやすいんです。しかし経営者

が手を挙げて、例えば市がやりますからと言ったって財力もない、例えばその地域の密着型といっても地域との関連もない、かかわりも少ないというようなことではなかなか立ち上がれんと思うんですよ。そうするといつまでたっても、そこに地域に住む皆さんの生活サポートが、介護サポートがでんのじゃないかと思うんです。ですからそういう取り組みを、きっかけを行政としてつくられたわけですから、それを積極的に先ほど申しましたように農業支援と同じということと考え方をちょっと変えて、そういうふうな取り組みも大事なんじゃないかなと思うんです。財源が相当厳しい状況の中にあって立ち上げる人がいらっしゃるかどうか、そのことによって立ち上がらないことによってそのサポートが受けられなくて、ほんと大変な思いをしておられる方もいらっしゃる。介護される側もですが介護するほうも大変なので、そこら市長さんよく御存じで、介護者に対するリフレッシュ事業というのも立ち上げられて大好評を得ておられると聞いておりますが、そういう考え方をちょっとしていただければ、市長さんと考えはほとんど同じかもしれないですけど、農業の話と同じようにやっぱり人為的な措置をこういう具体的に示していくべきではないかと思うんです。そのために行政的に相談に乗るとか積極的に立ち上げようとする人に支援をするために話を聞くだけでも、こうしたらいいですよ、ああしたらいいですよと積極的にしていく心構えをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この小規模多機能型居宅介護の施設のことですけど、我々正直言って、どの程度のお金がかかって、どの程度のサービスがあって、どの程度住民の方が満足度がいいのかわかってないんですね。やっぱり試行錯誤しながらとらえていかないけんと思います。先ほど公募してると言いましたけど、場合によっては公募してこないかもわからんね。そういうことがあったときにはまた原点に戻って考えていかないけんと思ってます。国の指導とかは、ちゃんと入札をなさいと、公募をなさいとということなんで、まずここでやってみてどういう課題があるのかということとはちょっと真摯に受けとめていきたいと思います。なにかばちがないからこれでやれというんじゃないしに大事なことでございますので、行政もこのの辛苦を保ちながら最終的には住民の方々がいいサービスを受けられるようなシステムの構築にしていきたいと思っておりますので、ちょっと答えになったかどうかわかりませんが、そういう契約行為とかそういう行為を待つて軌道修正もあるんだということで御理解してまいりたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 ちょっと再確認させてください。この市民総ヘルパー構想というのを充実強化していくために、私はこの小規模多機能型居宅介護、この制度



をフル活用すべきではないか、行政的にと思うんです。それは行政であれJAにしてもなかなかそうはいかないということになると民営の民間の方にお願います。ただお願いまするんですが、地域密着型ですから、行政としてもこれに積極的に取り組むと、こういう姿勢が今安芸高田市の高齢化率を見てもこれから将来、この間市長さんもパソコンの画面で将来こうなんですよとおっしゃってた。そういうことを考えたときに、これ早く取り組みをすべきではないか。例えば安芸高田市1カ所じゃなしに、美土里もある甲田と向原、将来どうなるかわかりませんが、その近くにそういうのがあることによってそこへ地域の皆さんのかかわりができやすいということもありますので、それが市民、そこの地域こぞってあそこのおばあちゃんがあこにおってんじやが、これもかなわんときには、うちに泊めてあげるよとかかわんときにはあこに行ってもらわんといけんこういうふうな形で市民総ヘルパー、ほんとの市長さんの頭の中の思いをここに集中できれば一番いいんじゃないかと思いますが、そこらをどうでしょうか。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

御指摘のとおりでございます。小規模多機能型へ市民総ヘルパーのことはいかに今の事業に展開できるかと、このことによってその事業者の経営を圧迫せんようになるかどうかということはいくらいいチャンスですから考えていきたいと思っております。いいチャンスだと思います。ありがとうございます。

○藤井議長

以上で宍戸邦夫君の質問を終わります。

続いて通告がありますので発言を許します。

6番 水戸眞悟君。

○水戸議員

6番、会派絆の水戸眞悟でございます。通告に基づきまして一般質問を行うところでございます。通告の内容によりましては、これまで同僚議員との質問の内容に重複している部分も随分ありますので、その点も御承知おきいただきながらお答えを賜りたいと、このように思っております。

まずは、浜田市長におかれましては、平成20年の4月に就任になられて以来、まさに精力的に市政の運営に取り組まれてまいったところでございます。ちょうど任期の中間点をターンポイントになっておる現在でございますが、過去2年間の市政運営の総括と、残された任期期間に向けての基本的な施策の方針について、その変更があるかどうかも踏まえて現在の市長の所信を伺うところでございます。

○藤井議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの水戸議員の質問にお答えしたいと思います。

過去2年間の市政運営の総括と残任期間の基本的施政方針ということでございます。これにつきましては、本年第1回定例会におきましても

所信の一端を述べさせていただいたところでございます。議員仰せのとおり、私が平成20年4月に市長に就任して以来、実に早いもので2年半が経過しようとしております。とりわけこの間、私は市民の公僕であるということを肝に銘じ、市民の皆様方の声を大切にしながら、女性や高齢者、障害のある方など市民のだれもがどこにいても社会に参加し、安心して暮らせるまちづくりを目指すことを基本理念に掲げ、市政運営に努めてまいったところでございます。

また私は、就任時にはハード・ソフトを含め24項目の公約を市民の皆様にお約束いたしました。そしてその実現に向けて今日まで鋭意努力を傾けてまいったところでございます。おかげをもちまして、この10月からは市内全域において本格実施となりますお太助ワゴンの運行等新交通システムの導入など着実にその実現を見ているところでございます。このことはひとえに議員各位を初め、市民の皆様方、関係機関、団体の皆様方の御支援、御協力のたまものと改めて感謝を申し上げる次第であります。

残す期間におきましても、本市が置かれている状況を市民の目線での確に認識し、市長として市民の負託にこたえるべく鋭意努力を傾注してまいりたいと考えております。とりわけ合併後10年間と定められている合併特例期間も平成25年度で終了いたします。残された期間内に総合計画に掲げる諸課題の解決のため万全を期してまいりたいと考えております。引き続き議員の皆様方にも御理解と御協力をお願いを申したいと思っておりますのでよろしくをお願いをしたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 ただいまの所信について市長の答弁をいただきましたが、引き続きこれまでの総括を含めて鋭意まちづくりに邁進するというお覚悟であろうかと受けとめております。そこで実は安芸高田市の総合計画が17年度から平成26年度まで、それからさきに示されました過疎地域自立促進計画は、くしくもちょうどその後半に当たります22年、本年度から27年度までといったところに位置しておるわけでございます。したがって先ほど市長の答弁にありました内容は、その後半を担うべきさきに策定されました過疎地域自立促進計画にその全力投球されているというふうに私は認識しておるところでございます。そこでこの基本計画、総合計画並びに今回の過疎地域自立促進計画の将来像ないしはその内容を見ますと、まさに人輝く安芸高田、あるいは住民と行政が奏でる協働のまちづくりといった文言ないしはその説明書きがほぼ一字一句同じなのであります。ということは先ほど来、市長がおっしゃるようにこれまでの総括とこれからの後半戦はまさに一本の線につながったまちづくりを推進していくということであるんだろうと考えておるところでございますが、そういう意味で総合計画の内容と過疎地域自立促進計画の後半戦へ向けての内容が一致しておるということは、つまり先ほど来、市長が答弁な

されましたように、今後とも過去の総括と向かっていくこれからのまちづくりの方針は変わらず一定しておると再度確認させていただいてよろしいのでしょうかお伺いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先般の過疎計画につきましては、国のほうから提出期限がせまられておったと。我が総合計画を見直す時間がちょっと足りなかったということで担当課長には、まず総合計画の基本理念も守りながらこの過疎計画をつくろうじゃないかということでつくらせていただいております。だから大きな方向については変わらないと思いますけど、それ以後大きな人口の変更とか社会状況の変化とかいろんな変更時点もございますので、そういうことを踏まえた上で精査をしていきたいと思っております。そうかといって、精査の結果この過疎計画は全く方向が違ったということはありませんので、そういう作業をこれからしていきたいと思っております。

また私が掲げてます市民総ヘルパー構想とか、それから新交通システムをうまく過疎計画の上に表現もさせてもらいたいと、かように思っております。幸い今言っておりますことは大体行政の方向性とは一致しております、そんなに難しい問題ではないと、かように思っております。基本的には人輝く安芸高田のごとく、やっぱり言うことは簡単ですけど、具体的に何をするかと言うたら非常に難しい課題でございますので、この大きな目標に向かって鋭意努力してまいりたいと、かように思いますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 答弁をいただきましたので大体1番の項につきましては、今後とも市長の姿勢は変わらないということで認識をさせていただきます。またなお具体の実施計画等については、その場その場での一定の見直しも図りながらということでしょうから、それはやむを得ないなというふうに思っておりますので、この項の質問を終わります。

次に参ります。このたび平成21年度の決算状況が先般示されております。もちろんその内容につきましても、るる説明を受けておりますし、今後議会のほうの特別委員会でもこれの審査ということでございますので、具体的内容については申し上げませんが、その辺を市長にあらわれては、どの程度までその決算の状況を自己認識されて、平成23年度予算編成が今後年末にかけて予算要求作業にも入る準備がなされておる時期だと思いますが、市長は各部局、部署に対して平成23年度予算編成の基本的な方針をどのように指示されるおつもりでしょうかお伺いをいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 平成23年度予算編成方針についての御質問でございます。我が国の景気は、平成20年秋以降、世界同時不況の影響により急速に悪化したものの、その後、政府の数次にわたる緊急経済対策などの財政出動により最悪の状態は脱したと言われております。しかし、雇用の情勢は依然として厳しく、金融資本市場の変動の影響やデフレ懸念など景気を下押しするリスクが依然として存在している状況にあり、景気の先行きは非常に不透明な状況にあると思っております。

平成21年度決算における本市の財政状況を見ますと、経常収支比率、公債費負担比率、実質公債費比率、将来負担比率等の財政指標が一定程度改善されるとともに、財政調整基金が増加し地方債現在高が減少するなど好転の兆しが見られるものの、依然として地方交付税を初めとする各種交付金等の依存財源に頼らざるを得ない状況にあります。

本年度の地方交付税におきましても、地域活性化・雇用創出等臨時特例債、総額1兆円が特別枠にて新たに創設されたことなどにより増額となりましたが、景気の減退等による各種交付金や法人市民税を中心とした市の税収の大幅減額が見込まれるなど引き続き予断を許さない状況であります。

平成23年度の財政見通しにつきましては、地方交付税はさきに閣議決定された財政運営戦略に沿って総務省の概算要求におきましては本年度とほぼ同額の約16兆9,000億円が計上されております。しかし、今後の政府の予算編成の動向や政治経済の情勢の推移によっては大きく変動することも予想され、現段階では歳入一般財源の見通しは非常に不透明な状況にあるのが現実でございます。

このような中、今年度から第2次行政改革の取り組みをスタートしております。この改革の着実な断行と、さらなる厳正は施策選択や重点化を図りながら、総合計画の実施計画に定める葬斎場建設事業や学校の耐震化事業、また道路や下水道等の生活基盤整備事業など喫緊な課題につきましてはしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。また私が公約しております市民総ヘルパー構想、新交通システムの事業の充実も図ってまいりたいと考えております。限られた財源を最大限に有効活用し、市民に信頼される行政運営の視点に立った予算編成に努めてまいりたいと思っております。御理解を賜り、議会の皆様を初め市民の方々の御支援をお願いしたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 23年度の予算編成方針につきましては、今答弁をいただきましたが、願わくば私の聞きたいところでは、いわば市長さんの所信の部分で来年度はこういったことに取り組みたいとか、あるいはこういったところに重点を置きたいとか、いわゆる浜田カラーをどのようにお出しになりたいかということで再度お伺いをいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 大切な課題はたくさんございますけど、1つは私がマニフェストで公約いたしました市民総ヘルパー構想、それから新交通システムをちゃんと実績の出るようにしっかり財政支援をしていきたいと思っております。

それから多文化共生につきましても、ことし事業は展開してなかったわけですけど、今回調査をしましたので今後安芸高田市の人材育成を担えるような事業の展開を図っていききたいと思っております。

それから後から質問ございますけれども、この情報体系のシステム基盤の確立のための調査の確立もしていきたいと、かように思っております。すべて事業、皆大事なものでございますけど、強いて言えばそういうようなことも組み入れていききたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思います

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 これまで市長にあられては、マニフェストに沿ってあるいは財政状況を見ながらということで鋭意努力をされておる姿が見えておるわけでございます。したがって23年度の新年度予算編成に当たっては、これまでの継続事業も含めてその完結をも見ていきたいという御意志でございますので、この件に関する質問を終わります。次の質問に参りたいと思います。既に先輩議員からの質問あるいは先般来の議会での質疑あたりでも出ておりますので、このことについて深くは言いませんけども、合併以来、新庁舎の建設や文化センターの建設、あるいは清流園整備であったり葬斎場計画への着手であったり、また小中学校の耐震化工事、さらには先ほど来お話が出ております新交通システムお太助ワゴンを初めとした生活交通利便性の向上等々に加えて市民総ヘルパー構想など浜田市政にあっては積極的に尽力されていることは、皆さん周知のとおりであろうと思えますし、このことの完結も含めて今後の予算編成あるいは努力を傾注していくということですから、そのことについて引き続き努力をされるよう望むところでございます。

実はこれらのことに踏まえまして、いわゆる安芸高田市の総合計画ないしは先ほど話がありましたように過疎計画にも実は同じ文言で記述してあるわけですし、つまり本庁、支所あるいは市民の皆さん方にこの情報をどう伝達していくかという部分については、先ほどの同僚議員の質問で光ファイバーの件も出ておりましたけれども、都市部や隣接の市町で進む云々とあって、いわばCATV云々は費用対効果からの云々とあって整備の実現は難しいというふうに、支所と各家庭を結ぶ情報通信網は有線放送電話または防災行政無線の二通りを整備しているが、地域により手段が異なっていずれも施設が老朽化しておるといったような文言がいわゆる5年前の総合計画を丸写しのような形になっておるわけですし、そのことについては先ほど市長も時間の都合もあるし、いわゆる過疎計画を樹立するに当たってはこれまでの基本構想、つまり上位計画と

の整合性も見ながら、その計画立案をしないかというふうに思っておるといふことでしたから、やむを得ない部分もありますけれども、何とか市内全域を一定の情報網でカバーできるようなことを今後考えていかないと、まさに困った事態が来るのではないかと、それは先ほど来各議員からもありますように、防災の面あるいは生活情報であったり防犯情報であったりといったものを瞬時に各市民に一斉に情報提供ができる、あるいは行政と市民が情報の共有化ができるということは何らかの形で今後目指していかないと、まさに協働のまちづくりの根底を揺るがすのではないかと。つまり行政と市民が情報を共有することによってお互いが助け合い、協働のまちづくりを推進できるのではないかと考えるわけでございます。したがってまして情報過疎化の現象を地域によってはもたらす地域もあるでしょうし、そういうことを含めて今後の大きな課題とすれば、小中学校の適正化計画が既に提示されておりますが、これは統廃合に直結するとは言いませんけれども、市民を含めた行政と市民の大きな大きな行政課題であろうと思われま。

もう1点は、先ほど来申し上げておりますように、市民とともに情報を共有するというシステムが大きな行政課題の1つの柱ではないかというふうに考えるわけでございます。この2点を比べますと、片や小中学校の適正配置については既にステージに上がった状態にあります。問題は、過疎計画あるいは構想計画を見ても、現在有線放送であり防災無線を駆使しておるんですけども、この部分についてがまだいわば頭出しがしてないというふうに思います。実は先般担当課のほうにお願いいたしましたら、快くデータを提出していただきましたので有線放送と防災行政無線の設置状況等々データをいただきました。これらは吉田町における有線放送は世帯数に対して39.3%、全体ではないんですが、吉田町の地域実態等々もあるでしょうから39.3%、それから八千代では防災無線で100%、美土里町は有線で95.4%、高宮町で89.4%、甲田町で62.8%、向原町では防災無線で100%といった形で情報伝達がなされておる実態でございます。この情報をいただきましたので、これで申し上げますと、八千代町の場合は54年度の設置ですし、向原の防災行政無線は昭和62年度の設置ということに相なっております、J A広島北部の有線放送は昭和47年度の設置ということになっております。まさに過疎計画あるいは総合計画に書いてあるように、その老朽化は著しいものがあるのではないかと。というふうに日ごろから懸念をしておるところでございます。先般のような急激なゲリラ豪雨であったり、あるいは防犯情報も伝えていくという観点からすると、できるだけ早い機会にCATVがいいのか、あるいは光ファイバーがいいのかという議論は別としても、同じ情報が一定の速度で市民全体に伝達できる方策が必要ではないかと考えておるところでございます。最後の質問とさせていただきますが、この点について新たな目玉政策として残りの任期にかけて、あるいは今後の安芸高田市の発展あるいはまちづくりの大きな行政課題として取り

上げていただきたいと思うのですが、23年度の予算編成基本方針の中にも盛り込んでいただくべき検討委員会の設置であるとか、そういった形で表の1つのテーブルに載せていただくということについてお伺いをして、私の一般質問を終わります。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 CATVの導入を含め情報提供システムの構築の方針についての御質問でございます。中身によっては、先ほど宍戸議員のと重複するかもわかりませんが、御了承してもらいたいと思います。

議員御指摘のとおり、現在、本市の情報伝達手段の1つであります八千代町、向原町2町の防災行政無線はアナログ方式である上、施設の老朽化が進んでおるのが現状でございます。また吉田町、美土里町、高宮町、甲田町で利用しております広島北部農協の有線放送の施設も老朽化が進んでいると伺っております。議員御指摘のとおりでございます。

現在、新たな情報伝達手段として情報通信網の整備について具体的な手法を研究しているところでございます。現時点におきましては、汎用性、利便性を考慮いたしますと光ファイバーによる高速情報通信網の情報システムがより将来性があり、福祉、医療分野での利用や産業活性化対策等多様な活用が期待できると考えております。高速情報通信網の整備につきましても、多大な費用を必要とし、整備後の維持管理にも相当な経費を要することが想定されます。しかし、本市の将来を考えますと、多様な可能性を持つ光ファイバーによる情報ネットワークの構築が必要であると考えております。CATVの導入につきましても、さまざまな課題もありますが、各機関との調整や大局的な見地から総合的に勘案してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、情報通信網の整備につきましても、情報格差の是正の観点からも喫緊の課題であることから、早い時期に将来を見据えた情報伝達システムの構築を図ってまいりたいと考えております。議員御指摘のように、来年度予算検討委員会を設置するなど積極的に対処していきたいと思っておりますのでよろしく御理解を賜りたい。

○藤井議長 以上で答弁を終わり、これをもって水戸眞悟君の質問を終わります。この際14時30分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時15分 休憩

午後 2時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので発言を許します。

1番 前重昌敬君。

○前重議員 1番、会派絆の前重昌敬でございます。通告に基づきまして4点の質問をいたします。なお先ほど来、同僚議員よりございました情報基盤の整

備についてでございますが、市長のほうから詳しい答弁もございましたので、この場で取り下げをさせていただきたいということにさせていただきます。

まず最初、1点目の防災体制の充実・強化についてでございます。初めに狭い地域に突然激しい雨が降る、いわゆる局地的集中豪雨、先ほど来からゲリラ豪雨という言葉で申しておりますが、これにより土砂崩れや洪水、土石流の災害によりまして安芸高田市では1名の軽傷者、庄原市では1名のとうとい命が奪われ、家屋被害及び田畑や山林、道路や水道、電気等のライフラインなどあらゆるものに甚大な被害が発生し、平穏な生活が一瞬のうちに破壊されてしまいました。ここにお亡くなりになられました方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された多くの皆様方に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。一刻も早い被災者の救済、被災地の復興を望むものであります。

さて、同僚議員からもありました防災体制の樹立ということで浜田市長も今回広報あきたかた9月号の市長コラムに避難勧告の発令として、7月9日からの累加雨量が200ミリメートルを超え、地肌が飽和状態になっていることと、今後の雨量が見込まれ土石流または他状況から安芸高田市災害対策本部を設置しました。午前6時郡山山ろくの土砂災害特別警戒区域、内堀・外堀・大浜・六日市地区に避難勧告を発令しました。午前9時に吉田高校の裏山が崩壊し、幸いなことに吉田高校は休校としておられ、生徒への被害はなく安堵したところでありますと書かれております。そこで今回の梅雨前線豪雨関連の情報を拝見しておりますと、この吉田町におきましては、この吉田建設支局を例にとりますと、7月9日の金曜日、これの総雨量が47ミリメートル、7月10日土曜日、この日は雨量はございませんでした。7月11日、日曜日では56ミリメートル、7月12日月曜日では86ミリメートルの降雨があり、累加雨量でこの日時点で189ミリメートルあり、同日の早朝では第1次警戒態勢準備ということで設置をされて、また7月13日火曜日では100ミリメートルで累加雨量が289ミリメートルとなり、この時点でもまた第1次警戒態勢となっており、災害対策本部が設置されたのが7月14日水曜日午前5時40分でございます。この避難勧告発令が同日午前6時、この20分の差と申しましうか、この20分後にはそうした避難勧告発令では、組織体制から実働体制への転換にそうした時間のない状況で市民への広報等への支障、消防団員への警戒態勢等への支障があったのではないか。また特に7月12日月曜日降雨時点で189ミリメートルもの総雨量がもう200ミリに近い形であったにかかわらず、対策本部が設置できてなかった。そうしたところが今21年の6月に発行されております安芸高田市地域防災計画の災害本部設置に当たっての判断基準の見直し等が必要になってくるのではないか、そうしたところについて市長に伺うものであります。

○藤井議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。



○浜田市長　ただいまの前重議員の防災体制充実・強化について、局地的集中豪雨による災害対策本部設置に当たっての判断基準の見直しはという質問でございます。災害対策本部を設置する判断基準につきましては、地域防災計画にこれを定めております。具体的には土壌雨量指数や流域雨量指数、時間雨量など気象情報の数値をもとに設置することにしております。これ以外でも河川の水位や災害状況、あるいは災害が発生しそうな危険度を総合的に勘案して設置することとしております。防災組織体制につきましては、地域防災計画に基づき気象情報の注意報が発令された段階から担当職員が注意体制をとっております。担当職員は、状況に応じて市長、副市長及び関係部長へ報告し、市長、副市長及び関係部長の指示により次の警戒態勢へ、あるいは災害対策本部を設置する非常態勢へと移行してまいりますので、臨機応変にかつ迅速に対応できていると考えております。

なお、7月の豪雨時には特に累加雨量に注目いたしまして、これが市内全域で200ミリメートルを超えてきたことと、引き続き大きな時間雨量が予測されたため災害対策本部を設置したところであります。

地域防災計画には1つの目安として災害対策本部設置の判断基準を数値化し、気象台が警報を発令する基準となる土壌雨量指数が103を超え、かつ時間雨量が70ミリメートルを超えることが予想されるときなどとしておりますが、その他さまざまな情報、特に現地で活動されている消防団や自主防災組織の方々などから情報も取り入れながら総合的に判断し対応してまいりたいと思っております。

議員御指摘のように、早期に対策本部を設置するわけでございますけれども、避難勧告いたしましても空振りということがあって、これまで安芸高田市においては発令されておられません。非常にこの発令には勇気が要ることなのでございます。このことを今回のことを踏まえ、またもう一回、関係機関集まりまして、我々ややもすれば今までの防災は川の水位の上昇ということを考えておりましたけれど、裏からのがけ崩れの時期についても非常に危険度が高いということでこのことも踏まえながら、一応検討会議も開いてみたいと思っておりますので御了承を賜りたいと思います。

○藤井議長　以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員　今市長のほうからの答弁をいただきまして、これが私、一消防団員でございます。7月9日から災害対策本部が設置されるまでの各1時間ごとの雨量、そうしたものの資料をいただいております。その中におきまして、やはり私がこれは吉田町でございますが、動く中では、この11日は降雨が日曜日56ミリあったと先ほど申し上げましたが、7月12日の早朝でございますね、4時から5時、これが37ミリ、45ミリと局地的な集中豪雨、ゲリラ豪雨でございます。それも月曜日に降りまして火曜日には多分市の本部のほうにも土砂崩れ等、災害の発生等が入ってくるんじゃない

かろうかと判断しております。実際現地に行きましたところ、何箇所かずれてたということ聞いております。これは吉田を例にとっておりますが、これに対しましてまだ八千代、それから向原、そうしたところも同じような200ミリに近い雨量が降ってるわけですね。それで今の防災計画に判断基準を照らし合わせると、雨量70ミリといったところは先ほど市長もございましたが、こちらと兼ね合わせると、到底70ミリといった数値はよほどのことがないと今後降らないんじゃないかな。確かに庄原市では90ミリといった雨量も降っておりますが、そうした兼ね合いも含めて全体的な流れの中で、やはり指数的にそういう防災計画にうたわれるところは、こちらの安芸高田市独自の計画を今後、今までも市の執行部の幹部のほうでも言われておりました。いつどこでこういうゲリラ豪雨が起きるかわからない。そうしたことを踏まえると、こうした見直しというのは早目にしておかないとやはり人的な被害になってしまうのではないかと考えます。

私が前回、1年前、9月11日に質問をさせていただいたときには、神戸市で同じ災害が、たくさんの方が亡くなられたということで質問させていただいております。どちらかという、やはりそういうところに早い情報を流していただければということで、そういう対策本部の設置を必要にするのでないかと思えます。また1つお伺いしたいのは、この対策本部、だれがどういうふうに指示をされるのか、副市長が対策本部設置しようという話が出てくるのか、いや消防団の団長からそういったものが入ってくるのか、そうしたところ、どういう状況があってそういう流れで対策本部設置になってるか、若干その辺も教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今の対策本部のことからお答えしたいと思います。

これはいわゆる関係機関、消防団長を含めて市の部長、副市長集まって、私が判断して本部の設置をしています。その判断基準というのが、このたびは累計雨量が200ミリで、指摘の雨量が降雨予想されたということで、これが甘かったかどうかという議論はこれから課題として考えないといけん。ただ先ほど申しましたが、空振りということもあるので、オオカミ少年じゃないけどしょっちゅうしょっちゅうこんな出してる困るんで、市民の信頼をとらないけんという難しいところがございます。御理解してもらいたいと思えます。

それからやっぱり災害のパターンのことも考えて、市民に周知するように今指導しております。今の災害基準を見ればいいんですけど、非常にでかいものなので、わかりやすくするというのも大事じゃないかということでそういう考えもしております。それから、次の質問あるかもわかりませんが、ハザードマップというのも生かしています。このたび指示した大浜とか内堀とか外堀とかいうところは、実はハザードマップ

上でレッドゾーンにも指定されておるわけです。安芸高田市の中では、その地域だけになってる、郡山。ただこれも人が決めたことなので、部分的にはまだ危ないところもあるかもわからん。御指摘のように平素そういう危ないところについては自主避難もできるような指導も必要じゃないかと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 よく理解できるわけですが、この総雨量的に一日一日の雨量が出てきてるわけですが、この雨量の予測ですよ、この辺の予測というのはどうなんでしょう。1日先、どうした状況になるかというのは、やはり今の日本気象協会ですか気象庁ですか、こちらのアメダスの予測で判断されているのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今全般的な予測としては、気象庁の予報。ただ個々の降雨の特性というのは我々が判断しないと、降雨につきましてはうちの個々の例えば支所の雨量とか、そういうこと見きわめながら判断していかざるを得ないと思っております。特に土師ダムにつきましても、操作規則というのが大体あと千代田とか流域ネットというんですけど、その雨が均等に降ったことを想定してダムのほうで決めてますので、我々多治比川が降ったとか高宮町が降ったとかいうときはまた別に違うんでね、やっぱり降雨特性というのはしっかり見きわめんといけん。ただ残念ながら、雲があるから雨が何ミリ降るといふ技術はまだ発達してないので、そういうことを踏まえながら判断をしていきたいと思っております。今できるのは、やっぱり各支所の雨量とかその傾向とか、雲の成り行きとか経験的に判断していかないと思っております。大まかは気象庁の長期的予報によっております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 たぶんこうした情報も現地からの情報というのが一番大事になってくるんじゃないかと思っております。そういう観点では、やはりそういう警戒態勢、また注意報等もあろうかと思っておりますが、その辺ではやはり地域におられます消防団等の連携を密にさせていただいて、そういう情報の流れの中でこうした本部の早い時点での立ち上げが必要になろうかと思っておりますので、その辺やはりこうした災害が起きないようにひとつ執行部のほうもしっかりとした態勢でいっていただきたいと思っております。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。同じように今後こうしたゲリラ豪雨、局地的集中豪雨に対応できるためにも安芸高田市地域防災計画の水防資材、備蓄資材でございます。この辺特に今の計画の裏には、確かに支所にくわ、土のう袋、1トン土のうとかいろんな形で明記はされております。そうした備蓄資材につきまして、今までの集中豪

雨等に対しまして妥当であったのか、そうしたところを伺いたいと思います。特に今回欠かせない土のうにつきましては、こういう予期せぬところでの豪雨等がございましたら、一々土のう袋に土を詰めるという時間がございません。これをしておる間には、もう避難をしておいたほうが無難なのかなと私は考えます。そうしたところも踏まえまして、そういう袋内に土を詰め各方面隊、各分団詰所等ごとに設置しておけば、だれもが非常時の際、利用でき役に立つと考えますが、市長の考えを伺いたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 水防資機材の備蓄は妥当かという御質問でございます。水防資機材の備蓄につきましては、地域防災計画におきましてこれを管理しております。防災対応で消費したものは、随時これを補充することとしております。このことは平成18年9月に発生した大雨災害を教訓として、市内における水防資機材の見直しを行い、有事における備蓄資機材として対応しているところでございます。水防資機材の中でも特に土のうに対する需要が多く、本庁及び各支所で合わせて1,800袋を常時備蓄することとしており、さきの豪雨災害で使用したものは速やかに補充することとしております。なお他の資機材につきましては、主にビニールシート約250枚、丸太杭等約900本を備蓄対応しております。現在のところ備蓄の数で支障を余り聞いていませんので、今回の被災によりましてもしかそういう点があれば、この備蓄数量についても検討してまいりたいと思っておりますけど、現在のところ不足だったという情報は得ておりません。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 そういう声が上がってないということではありますが、確かにこういう本庁は特に今備蓄はされておると思います。しかし、吉田町内その備蓄箇所というのは限られてるわけですね。そうしたところへそういう消防団、ほかに事業者の方、世帯の方が行って、じゃあとっていこうといったときにもう道路はもう寸断されているわけですね。御承知のように、平成18年のときの災害でもそうでした。今回の豪雨でもそうございました。国道がもう水につかって動けない、そうした土砂崩れ、そうした時点では、やはり今備蓄されてる場所、こうしたところも見直す必要があるのではないかと私は考えるわけです。そうした形を踏まえる中で、先ほど申し上げましたように、今各方面隊、各分団詰所といったものが格納庫ございます。こうしたところにわずかでもよろしいので、やはりそうしたところに袋に入れてセッティングしておく必要があるのではなかろうかと考えます。今、国土交通省、特に河川管理の関係では今回も利用させていただいたんですが、建設省の河川の堤防に今土のう袋何ぼか備蓄をされてるという状況ありまして、今回そうしたものを利用させていただきましたがすごく助かりました。そういうことがありましたの

で確かに袋だけで置いておくのもどうなのか、また土のう袋も限られた範疇だけでいいのか、そうしたところも含めて見直しをぜひしていただければというのが、いつだれが行ってもわかればそうしたところ、少しの判断、今市長が今後総ヘルパー構想も含めて、やはりお互いが助かっていく中で、実施要綱もそうでございますが、そういう場所も明記を、また後の中での質問になりますが、明記をしておくということも必要になってくるんじゃないかと考えます。その辺、市長さんどうでしょう。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 御指摘のとおりだと思います。土のうは国交省が持っておられても県が持っておられても、うちが持っておられても市民にとっては同じことなので、その辺の連携をしっかりとっていきたくて。おっしゃるように、保管場所が洪水時に行けないというでは困りますので、このことも一緒に検討してまいりたいと思っております。先般、避難箇所については指示をしたことがございますけど、洪水時に住民の方が避難できない避難箇所はだめじゃないかと言ったんですが、そういう資機材についても、そういう見地からしっかり検討していきたくてと思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 早い段階でのこうした見直しが必要になってくると考えますのよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。先ほど来市長のお話の中で、昨年9月と同じハザードマップの関係でございます。きょうこちらに持ってこさせていただきました。実質このハザードマップが今回の7月のゲリラ豪雨のときに今も市長の答弁では役に立っているという形でございますが、実質そういう地域におられない方も含めて、この辺をどれぐらい市民の方々が見られたか、そうしたところも今後はアンケート調査等をしていけばいいんじゃないかなと私は考えるわけでございます。そうしたところが市民に入る手段の1つの方法ではなかろうかと考えます。昨年市長の答弁にありました市民に見やすいマップ、さっき言われたように備蓄の土のうとかくわはここにもありますよといういろんな形ですべて網羅しようと思えば大変難しいマップになってしまいますが、そうしたところを地形の状況もわかりやすいように市民にイメージするマニュアルが要るのではないかと考えておりますという市長の答弁がございました。こうしたことを含め、このハザードマップ、今状況等活用についてどうなのか、市長のほうで答弁をいただきたいと思っております。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 洪水・土砂災害ハザードマップにつきましては、平成19年度で作成し

平成20年度に各戸配付したところであり、同時に安芸高田市のホームページにも掲載しており、いつでも、またどなたでも見ていただける環境をつくっているところでもあります。

さきの9月豪雨災害時の避難勧告におきましても、土砂災害特別警戒区域の皆さん方にお知らせするに当たっては、ハザードマップに区域を明示していたことから、比較的スムーズな避難行動をとっていただけたものと認識をしております。今後も各家庭においては、このハザードマップを活用し、自分の住んでいる地域の危険度を事前に把握していただくよう啓発を強化していきたいと考えております。

また自主防災組織につきましては、このマップを使って地域を歩きながら自分たちで確認し、避難経路等を把握するなど活用されておりますので、今後ともこうした活用方法につきましては、自主防災組織を通じて啓発並びに支援をしてまいりたいと考えております。なお、現在のマップは、画一的な基準で作成しており、また少し見づらい面もあることから、だれにもわかりやすいマップとなるよう見直しを検討するよう指示しているところでございます。現在のマップにつきましては、30メートル10度という幾何学的な数字の中でその危険地と言っていますので、岩盤の程度とか崩壊の状況というのは入ってません。この辺も踏まえながら、余り市民に不安を与えるのではなく、ほんとに危ないところは危ないというようにしっかり啓発をかけて見直しをしているところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
前重昌敬君。

○前重議員 しっかりとしたハザードマップ、有効活用できるようにひとつ危機管理室の室長さん初め、大変お忙しい中であろうとは思いますが、自主防災会の組織等へ行かれましてお話等していただければと思います。また、こうした私たち議員も含めて、やはりこうしたところへ入って話をしないといけないといけんのじゃないかなと考えております。以上、防災対策の充実・強化についての質問を終わり、次の質問に移らせていただきます。

情報基盤の整備につきましては、先ほど来同僚議員のほうで言われましたように取り下げさせていただきます。

3番の農業振興施策についてでございます。農業は本市の基幹産業であり、地域営農体制の強化や後継者づくり、生産・流通・加工の各段階における効率化や連携など農業の企業的経営、地産地消の推進、安全で高品質な農産物づくりなど地域の特質を生かした多面的な農業の展開に向けた支援を強化していくことが必要となっておりますが、今後農業振興施策における地産地消推進計画の策定について現在どういう状況であるか市長に伺います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 農業振興施策について、地産地消の推進につきましては消費者に安心

で安全な食を提供するとともに、市内農産物の消費拡大により生産者の所得向上にもつながる重要な取り組みでございます。その推進に当たりましては、生産振興、食の安全安心、食育などの多様な分野における総合的な対応が不可欠でございます。このためこれまで庁内プロジェクト会議におきまして地産地消行動計画の骨格について協議を行い、今年度中に地産地消推進協議会を設置いたし計画の策定を行うよう準備をしているところでございます。

具体的にこのたびの給食センターの供給の問題、それから今JAと連携してますえびす茶の問題、具体的に農家所得が上がるように行政も支援、これまで以上にJAとの連携をとってこの地産地消については推進してまいりたいと、かように思いますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 この質問の通告をするかしないか、前後だったと思います。地域営農課のほうからこの地産地消の行動計画の骨格案をいただいております。一応今市長のほうで今年度中にとの話がございました。私も今産業建設常任委員会に入りまして、この問題につきましては昨年、現地視察研修で熊本、福岡、特に前原、糸島市、ことし1月1日に合併いたしました糸島市という形になっておりますが、そこでこの農業の中で条例を制定されて地産地消の推進計画も会議され設置され、それに向かって行動を実施されてるような状況もございました。そうした計画がないと安芸高田市の総合計画もそうでございます。その計画に向かってやはり動いていかないとその場その場の断ち切れな状態の形になるんじゃないかと私は考えるわけでございます。この骨格等も含めまして、今の体制でございますね、設置するという協議会、このメンバー等は今どうなんでしょう。大体もう明らかな具体の案というものができているような状況でしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

産業振興部長 大野逸夫君。

○大野産業振興部長 地産地消推進協議会の構成メンバーといたしましては、現在のところ、市長を筆頭にJA広島北部の代表理事組合長、産業建設常任委員会の委員長、安芸高田市商工会長、学校給食の代表者、そして県立広島大学から学識経験者を招聘したいと、案として現在考えているところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 そういう形でこれから入られるということで、この件につきましては、今後また産業建設常任委員会のほうでも協議をなされるということになるかと思っておりますので詳しくは聞きません。これをもちまして推進計画につきましては終わらせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。続きましては、教育の充実につい

てでございます。御承知のように、安芸高田市かがやきプランにおきましては、地域に開かれた特色ある学校づくりの取り組みを推進して、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた児童生徒の育成に努めるためにも小学校校庭の芝生化の取り組みが必要と考えるわけですが、教育長の所見を伺いたいと思います。

○藤井議長 　ただいまの質問に対し答弁を求めます。  
教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 　小学校校庭の芝生化の取り組みの必要ということでございますけれども、現在、安芸高田市立の小学校におきましては、郷野小学校と美土里小学校の2校が芝生の校庭を持っております。両校とも芝生を活用して、芝体操等芝生を活用した体力づくりに取り組み特色ある教育活動を展開し成果を上げております。

校庭の芝生化につきましては、種々の研究によりまして例えば外遊びをする児童生徒の増加、外遊び時間の長時間化、遊びの多様化等、心身両面での健康づくりに効果的であるという報告がなされており、議員御指摘のように、校庭の芝生化は知育・徳育・体育のバランスのとれた児童生徒の育成につながる取り組みの1つであると考えております。しかしながら、校庭芝生化に当たりましては、維持管理において経費、人的労力等十分に考慮しなくてはならない問題がございます。また、校庭が1つしかない学校におきましては、芝生の校庭のみにすることで教育活動が逆に制限されてしまうといった状態も生まれる可能性もあります。したがって現在の段階におきましては、学校施設の耐震化事業等の大きな課題に精力的に傾注していきたいと考えております。

○藤井議長 　以上で答弁を終わります。  
前重昌敬君。

○前重議員 　確かに現在、学校におかれましては、そういう耐震化工事が入っております。そういう中では確かにそういう取り組みというものは難しいかなと考えるわけでございますが、じゃあ耐震化工事が終わるとそうしたものを取り入れる考えはあるのかなのか、教育長どうでしょう。

○藤井議長 　答弁を求めます。  
教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 　教育長として学校教育について考えておりますのは、まず学校が安全であること、もう1つは安心して学校に子どもを託すことができること、それが学校に対する信頼につながると、このように考えております。先ほど申しましたように、安全な学校という意味で、まず最初にいつ地震が起ころかわかりませんので、緊急経済対策等で国の支援がある間にできるだけ早く市内の学校の耐震化対策を進めてまいりたい。

もう1つは、引き続いて学校規模の適正化ということを経済委員会では大きな課題として取り組んでおるわけでありまして、そのときに新しく学校統合したり、あるいはいろんなことを考えて、残された施設を考えていくときに地域の皆さんが協力して学校教育を盛り上げてやろうとい



うような状況ができましたならば、芝生化も当然その中の1つとして考えて、本当の意味で学校の校庭に子どもたちがはだしで自由に飛び回って、そこで走ることもできますし、いろんな競技もできるだろうと思います。逆に運動会等も運動場が1つしかない場合には、運動会もできる運動場でなければなりませんので、そのことも頭の中に入れながら芝生化は図っていくべきだろうと、このように考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 今教育長の中で学校規模適正化というお話の中でそうしたことも一応取り入れての中でのお考えになっているのかなという確認をさせていただきました。しかし現在、今の美土里小学校でございますね、ここを今芝生化されて、この前も小学校校長、飯田校長さんでございますかね、こちらに話も聞かせていただく中では、確かに子どもの、私もべた足でございますが、べた足等も解消されやはり体力的にも向上されたという報告も上がってきておるわけでございます。今後こうした先ほど来出ておりますが、若者定住ということを考えますと、そうしたところ、以前も私もそういうものを含めて質問させていただいておりますが、やはり子どもたちがこちらに帰ってくる仕組み、そういうところも考えますと、そういう芝生化も今後そういう適正化も取り入れていく中で、計画の段階でもそういう文言というものは、どこかには示しをしておかないと、それは私ここで質問して頓挫してしまうのかなと考えております。そうしたところでやはり今総合計画の中にそうしたものもうたわれておりません。そういうところは、いつごろの時点でそういう文言的なものは入れるのか入れないのか、その辺の教育長、判断でお答えできるものであれば、教えていただければと思いますが、どうでしょう。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 総合計画の中にそのことを書き込むかどうかということでございますが、私としてはできるだけそういうものは書き込んで、将来に夢を持ちながら計画的な教育行政を進めていくべきだと、このように思っておりますが、先ほども申し上げましたように、維持管理という点におきまして、その地域の協力なくしてはなかなか難しいわけでございますが、郷野の小学校のように初めからそういうことでできているという学校につきましては、それなりのものがありましたし、美土里の小学校なら美土里の小学校なりに地域の了解があってできておるわけでございますので、その地域の了解ということを学校規模の適正化とあわせて、よくよく考えていかなければならないと、このように思っています。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 なかなか地域をまるめていくということで、取り込んでいくということで教育長の言われることは確かでございます。やはりそうしたことを

地域から上がってくるのがベターなのかな、御承知のように校長先生、あるいはPTA、地域、三位一体となって次のステップアップということが考えられます。そうしたことも含めて、そうしたところを安全安心なまちづくりを考えるとそういうシステム・組織の充実した体制というものには必要不可欠かなと考えますので、今後こうした芝生化も維持管理等大変労力はかかりますが、そうしたところで1つのきずなが生まれまして、地域が一体となって子どもたちを育てていこうという支えになるのかなと考えますので、そうしたところを強く要望しておきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○藤井議長 以上で前重昌敬君の質問を終わります。  
この際3時25分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時13分 休憩

午後 3時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので発言を許します。  
8番 山根温子さん。

○山根議員 8番、無所属、山根温子でございます。本日最後となりましたけれども、通告に基づきまして大卒4点について質問いたします。

まず1点目、ワクチン接種の公費助成についてお伺いします。伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するために行われる予防接種、我が国では、この予防接種を行い公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする予防接種法が施行されております。細菌性髄膜炎を予防するために有効であるとしてヒブワクチンやまた小児用の肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンなどについてはWHOがすべての地域に向けて勧告を出しております。しかし、日本のワクチン行政は、約20年前の予防接種による副作用への不安の高まりを受けて萎縮しおこなわれていると言われております。そのような国のワクチン行政をしり目に、予防接種法による予防接種健康被害救済制度の対象外であるにもかかわらず、公費助成を行う自治体がふえつつあります。現在の安芸高田市におけるワクチン接種の状況と子宮頸がんあるいは細菌性髄膜炎などを予防できる可能性の高いワクチン接種に対する公費助成についての市長のお考えをお尋ねいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの山根議員の御質問に対してお答えいたします。  
ワクチン接種の現況と子宮頸がん等を予防できるワクチン接種に対する公費助成はという御質問でございます。現在、接種法第2条・第3条に基づく定期予防接種を実施しております。接種方法につきましては、ポ

リオ以外かかりつけ医での個別接種としております。公費助成につきましては、二類疾病の季節型インフルエンザを除き全額公費負担で実施しております。接種率は平均約78%でございます。

子宮頸がん・細菌性髄膜炎の予防接種であります。現在、国では副作用の問題や検診とあわせた予防対策が必要なため、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において検討を進められているところでございます。また、平成23年度の予算特別枠で子宮頸がんを予防するワクチン接種の助成事業を要求しています。

本市といたしましては、財政措置や検討結果を踏まえ安全性及び有効性が確立され、ワクチンの安定的な確保が見込まれ、予防接種法第2条に基づく定期予防接種に位置づけられていることから、県内市町で統一した対応をなすべきと考えております。なお、県内の市長で構成します広島県市長会では、子宮頸がんワクチン等を定期接種化し、健康被害救済制度を適用することについて、全国市長会を通じて国へ要望していくこととしておりますので申し添えておきます。

また、子宮頸がんにつきましては、ワクチン接種に特化することなく検診とあわせて予防対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 県内市長会においても子宮頸がん等のワクチンに対する要望を上げているところということで、これからの国の動きをより注視するわけですが、このワクチン行政については、かなりおけている国の動き、国が定めた定期接種以外の任意予防接種は子どもを持つ保護者にとってその経済的負担は大変大きなものがあります。最近国が承認したワクチン、現在私が質問しておりました子宮頸がん予防のHPVワクチン、あるいは細菌性髄膜炎のヒブワクチンなどを加えて考えるとさらに負担は大きくなるばかりです。しかし、一たんかかれば5%が死亡、約25%に後遺症が残ると言われているこの細菌性髄膜炎は、我が国においても年間約1,000人が発症し、広島県内においても平成20年度12件、平成21年度は19件と発症件数も次第にふえております。また水ぼうそうのワクチン、おたふく風邪のワクチンも任意接種のため接種率は30%前後と低く、我が国での発症は自然状態に近いと言われております。おたふく風邪は無菌性髄膜炎を約10%合併しますし、入院などの治療は必要となります。水ぼうそう、おたふく風邪ともに1週間程度の休園、休学が必要となり家族の負担は大きいものがあります。さらに子育て世代である母親の子宮頸がんリスクを考えると、12歳前後を対象とした子宮頸がん予防ワクチンもがんが史上初めてワクチンで予防可能となった恩恵をもたらしてくれるものと期待しております。そういう状況の中で、日本全国でもそれぞれの自治体でワクチンの公費負担を始めております。県内での近隣自治体のワクチンへの公費負担状況等、わかる範囲内でお伺いいたし

ます。

○藤井議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 先ほどありましたように全国では、子宮頸がん等につきまして助成する自治体が若干ふえております。広島県はおくれておりまして、近隣の自治体、庄原市、三次市、北広島町につきまして問い合わせしてみましたところのワクチンの公費負担状況についてまずお答えいたします。庄原市・北広島町におきましては、当市と同じように定期予防接種、ポリオ、三種混合、ジフテリア、破傷風、百日ぜきですか、麻疹、風疹、日本脳炎、BCGについてのみ公費負担を実施しておる状況でございます。三次市におきましては定期予防接種は、おたふく風邪ワクチンと水ぼうそうワクチンについて公費負担を実施しておられます。おたふく風邪ワクチンにつきまして1回6,000円が上限で、これを超える場合は自己負担ということでございます。水ぼうそうワクチンにつきましては1回が8,000円が上限で、これを超える場合自己負担、県内近隣のことしかわかりませんが、そのような状況でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 ありがとうございます。公費負担状況を答えていただきました。三次市と世羅町は水ぼうそうワクチン、おたふく風邪ワクチンについて、両市町とも公費負担を行っていらっしゃいます。また成人用の肺炎球菌ワクチンというのがありまして、これは75歳以上の高齢者が肺炎にかかる可能性がある、その4分の1ですね、肺炎にかかった4分の1の症状を持った患者は肺炎球菌で発症しているという調査があります。こういったように子どもだけではなく大人の場合も肺炎球菌ワクチンというものがありまして、これで肺炎が予防できる。これは呉市と三原市が公費助成を行って予防接種を行っております。先ほども水ぼうそうワクチン、おたふく風邪ワクチン1回接種ですけれども6,000円、8,000円という補助をされているということです。

この費用対効果について調べた結果があります。細菌性髄膜炎のヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン、これは小児用ですけれども、そして子宮頸がん予防ワクチン、いずれのワクチンも費用対効果は社会的損失がワクチン費用を大きく上回ると試算されております。ヒブワクチンにおける公費助成の費用対効果は、国立感染症研究所の試算では導入していない場合、その疾病費用は414億円に対し導入した場合、その疾病費用プラス予防接種費用で332億円と差し引き82億円となり、広島県においては2億円と試算されています。つまりワクチン接種において直接的、間接的医療費は削減できるという計算が出ております。予防接種においてはその副作用の不安はありますけれども、子育て中の親たちの経済状況は決して豊かなものではありません。保護者の経済状態によって子どものワクチン接種機会が奪われることのないように、またさらに75歳以上

の高齢者における肺炎球菌による肺炎の発症をワクチンで抑えることは医療費の削減にも効果があると考えます。予防できる病は予防できる体制をつくることが望まれますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

予防ワクチンについてでございますけど、できる限り行政支援をしてみたいと思います。ただ私がちょっと懸念しますのは、さっき言われましたけど副作用とかそういうものが行政になって訴訟問題になったところもございます。こういうことを安全性を確認しながら前向きにとらえていきたいと思っております。こういうことがなかったら市民の方々に早期発見じゃないですけども、すぐに治療していただいて高額な医療費を軽減していくという考えは一緒でございますので、前向きに取り組んでいきたいと思っております。この間市長会で話し合ったら、やっぱり皆さん心配されるのは副作用とかそういう問題を非常に行政の方は心配されております。こういう勉強も含めましてしっかり検討してまいりますのでよろしく申し上げます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員

市長の不安もわかります。市長会等で話されるときにはしっかりと国、県のワクチン行政を推し進めるように動いていただけたらと思います。以上で第1問目の予防接種についての質問を終わります。

第2点目、歯の健康づくりについて質問いたします。生きることは食べること、そしてその食生活を豊かにするためにも歯と口の健康は欠かせません。歯の健康づくりに向けた活動とライフステージにおける口腔ケア、中でも高齢者における口腔ケアの現状とこれからについて市長にお尋ねいたします。

○藤井議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

歯の健康づくりについての御質問でございます。歯の健康づくりに向けた活動とライフステージにおける口腔ケア、中でも高齢者における口腔ケアの現状と今後についての御質問でございます。

本市におきましては、平成19年度策定いたしました健康あきたかた21計画、また今年度、歯科医師会との連携により設置いたしました安芸高田市歯科衛生連絡協議会におきまして、歯科保健事業に取り組んでおるのが現状でございます。歯の健康は、健康の入り口と言われ、健康づくりにおいて欠かせないところであります。むし歯、歯周病を予防し、いつまでも自分の歯でおいしく食べようをスローガンに、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた事業を行っております。とりわけ高齢者の口腔機能低下は、寝たきりや他の疾病を招く要因と考え、介護予防事業として口腔機能の向上に努めてまいりたいと考えております。今後とも関係機関との協働により地域に根差した歯科保健事業を推進してまい

りたいと思っております。行政といたしましても、この趣旨を市民の方に徹底して協力を願いたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 歯科保健事業においてそれぞれのライフステージにおける口腔ケア、歯についての啓発活動もなされているというお答えだったと思います。しかし、実際に高齢者にかかわってみますと、義歯、入れ歯を使われている方が多く、統計上も80歳高齢者で20以上の自分の歯を保有している方の割合は約20%にすぎず、多くの高齢者は入れ歯などそしゃく機能の回復が必要とされているそうです。入れ歯を使われている方々の入れ歯の手入れや口腔ケアへの関心にはかなりな差があるように見受けられます。入れ歯を外して洗浄することを習慣づけていない、また入れ歯が合わないときは自分で入れ歯を削って合わせるなど口腔ケアへの関心の低さや通院の面倒さ、困難さなども原因として上げられると考えられます。この点では、市長の公共交通お太助ワゴンを10月1日からは全市的にされますけれども、公共交通がこの問題を解消するものとして大変評価できるものと考えます。しかし、要介護状態で医療機関への搬送が困難な場合などについては、訪問歯科診療の必要性が上げられます。歯科診療の領域では外来診療、患者さんが受診された患者さんを診る外来診療が中心に行われてきておりますが、年齢別の歯科受診率は70歳から74歳をピークにその後は急速に低下するという実態が報告されております。これは厚生労働省の患者調査2005年のものですが、しかし、歯の問題がなくなってきているわけで外来診療が減るわけではありません。逆に高齢になればなるほど入れ歯のふぐあい、むし歯に伴う歯の痛みや歯茎のはれ、口内炎などが起こりやすくなります。こうした症状が出ると食欲の低下、さらには誤嚥性肺炎の原因にもなります。高齢者の歯科受診の機会を向上することができるような訪問歯科診療の体制の提供などについてお伺いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今、口腔機能の大事さというのが訴えられ、私もそのとおりだと思います。今、問題提起、我々も今こうして認識しておるわけですが、けれども、歯科医師さんとこういう問題を訪問歯科診療を含めて、これからも協議していきたいと思っております。皆さん方も効率の問題とか医療費の問題とかございますので、行政と連携とってしっかり医師会とのさらなる協力を深めて口腔機能の向上に努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。私でも歯がほとんどないような状況なので、自分のこととしてもしっかりと勉強していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 市長も口腔ケアについては苦労されているようですが、入れ歯を持たれてる高齢者にとって、ほんとに口腔ケアは大事なものです。また要介護になってときその介護者、お年寄りを介護する人にとって入れ歯がなかなか外せない状況、また要介護者が入れ歯を外したり入れたりすることになってないと大変介護に苦労するという状況もありますので、しっかり歯科医師会との協力をもって口腔ケア進めていただきたいと思いません。

では次の第3点目に移ります。6月の定例会においても自治体職員の人材育成についてお尋ねしております。そのときに東京大学名誉教授の大森彌先生の言葉を引用いたしました。実際、自身が自己改革を進めその力量を高める必要があるが、決め手は人であり、職員の人材育成は戦略的重要性を持っている。自治体職員は強固な身分保障制度で守られている。この安心は全力を挙げて職務を遂行し、地域の課題に果敢に取り組むこと、つまり挑戦と対になっているはずのものであると申し上げました。挑戦するにもまずは心身ともに健康であることが基本となります。今回は職員の能力を存分に発揮するためのヘルスケアと人材育成計画について市長のお考えをお尋ねいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 職員のヘルスケアと育成について、職員の能力を十分に発揮するためのヘルスケアと人材育成計画はとの質問でございます。ヘルスケアにつきましては、労働安全衛生法に基づき職員は毎年1回、健康診断の受診をしております。その結果に基づく健康指導を初め職員の健康保持増進に関する相談に対応するため、産業医による健康相談日を月1回開設しております。こういうことにより職員のヘルスケアに努めておるのが現状でございます。こうした中、特に近年は職員のメンタル面のケアが重要視されていることから、本市におきましても本年度の研修計画の重点事項としてメンタルヘルス対策の強化を位置づけており、職員が健康で安心して働くことができる職場環境づくりとメンタル不調者を出さないための研修を計画しております。また今年4月からは仕事上のストレスによる精神的な悩みや職場での対人関係の悩みなどを初め、心の健康問題等について月1回専門のカウンセラーが相談に応じてくれるカウンセリングルームの開設を行っております。職員の心のケアに努めているところでございます。

次に本市職員の人材育成につきましては、安芸高田市人材育成基本方針に基づき、毎年度研修計画を策定し計画的に実施しております。本年度は市民満足度の向上、職員個々のやりがいと自己の実現、組織力の向上の3つの視点から仕事を通じてみずからの能力を伸ばし、その力を発揮することで市民の期待にこたえる人材育成に取り組んでおるところであります。以上、御理解を賜りたいと思えます。

- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
山根温子さん。
- 山根議員 ヘルスケアについては現在はメンタルのケアを重要視されているとのこと。ここに平成22年度第1回職業性ストレス簡易調査実施報告書というものがあります。先般、担当課からいただきました。気になりましたのは、ストレス反応に影響を与える他の因子についての調査結果に対するコメントです。このコメントを見ますと、過去からの調査結果と比較すると増加傾向にあり、職員をサポートする体制が徐々に薄れていることがうかがえるとありました。これについてはどのように受けとめられているのでしょうか。
- 藤井議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 職員のストレスの増大につきましては、社会的状況もさることながら我々市幹部の責任でもございます。できるだけ仕事を理解しながらお互いの仕事が理解できるような職場環境づくりにこれからもさらに努めていきたいと、かように思います。ストレスというのは、非常に家庭でも出てくるし職場でも出てくると思います。本人も今の環境に十分対応できるような、また頑強な精神を持っていきたいと思っておりますが、我々も努めて職員のストレス解消については注意を払ってまいりたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
山根温子さん。
- 山根議員 先ほどの質問、なかなかわかりにくいかと思いますが、こういう調査がずっとされている中で、増加傾向にあるということがまたこれから先に職員のサポートする環境というか、職場環境の中でストレスがこれからもふえていくことが続くようにならないように気をつけていただきたいと思います。
- こういったメンタルヘルス的な精神的な面からのストレスについてお尋ねしましたが、今度は肉体的な面についてお尋ねいたします。肉体的な面というと体のほうの健康なんですけれども、あるセミナーにおいて中小企業の人材活用と事業変革の観点から愛知県の豊橋市の工作機械メーカー、西島株式会社の西島社長の話を聞く機会がありました。この会社は定年制がないので有名です。物づくりは特に経験と技能が大事ということで平成22年1月の時点で60歳以上14人、50年表彰を2007年に創設し勤続58年の兵藤さん76歳は健康診断でオールA、石川さんという方は登山家で71歳で世界7大陸最高峰の登頂もされたと聞いております。社長いわく日本の唯一の資源は人、基礎は勤勉と教育、そして健康。健康を支える食事が大切だと言われております。76歳でも健康診断オールAということは若いころから健康の維持に気をつけられてる、食事に気をつけられてるということです。この会社、平成22年に10人の新人を採用されましたが、25人入れる独身寮、月2万5,700円、これ23年間、変わら



ずこの寮費でやっておられ、また減塩にこだわった1食210円の食事を賄われている。みそ汁は全国から集まった社員のために赤、白2種づくり、水曜日はカレーの日に行っているとのことでした。

健康を支える食事にもこだわっている民間中小企業を紹介いたしました。が、本市の職員についても健康であって初めてよい仕事ができることになりは変わりはありません。さらに言えば、職員はそれぞれに研修を受け、知識や技術を積み重ねられております。危険に身を置き2交代制の職場に勤務する消防吏員養成には1人約350万円かかると聞いております。しっかりと技術を身につけられた消防士が健康で職務に励んでいただくことを望みますが、2交代という不規則な生活時間の中で彼らの健康を支える食生活はどのような状況なのか、把握されている中で御答弁いただきたいと思っております。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 具体的には消防長が答えると思っております。実際のところ今消防団員の食生活については十分把握はしておりません。職員につきましても、やっぱり食生活までというのはまだタッチしてない現況、どこの市町でもそういう環境だと思います。特にこういうことが効果があるのであれば課題にはしていきたいと思っております。今後の課題として受けとめさせてもらいたいと思っております。

それから資源は人とおっしゃいましたけど、同感でございます。しっかり職員を大事にしながらしっかり仕事してもらいたいというのは一緒の気持ちでございますので御理解いただきたい。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

消防長 光下正則君。

○光下消防長 採用職員の健康管理といった問題だろうと思っております。現在この3年間で10名が入れかわりまして、今後7年で15名が退職を予定しております。安芸高田市消防本部定数51名、私を除きまして50名の約半数が入れかわるという予定になっております。入れかわり災害対応能力を低下させるということにはなりませんので、ベテランから若年職員への技術の継承を行っていく必要がもちろんあると思っております。そこで近年の採用職員の状況でございますが、安芸高田市からの採用、出身ではなく市外県外からの採用も見受けられ、そこでの食生活は我々幹部としましても心配をしているところでございます。先日、議員御指摘の食生活の内容はということであちの消防総務課の職員が新人職員にアンケートとりましたら、朝食べずに帰ってそのまま寝るといった職員やいわゆるフライ物の多い弁当ばかり3食食べているというような状況でございます。それで先輩職員が自分が堪能された野菜とかそういったものを持ってきて持って帰らせたり、幹部全体でしばらくは食生活の指導も含めて指導していかないといけないなととらえております。そこで御指摘のとおり、食生活の改善を含めまして市庁舎の機関と連携して今後とも取り組

み、職員の健康管理に万全を尽くしてまいりたいと思いますので御理解  
いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 消防長のお答えにも見られますように、私も消防署、ちょっと入らせて  
いただいたことがあります。若い消防士さんの食生活、かなりカップ  
めんの器とか、そういうものがありました。話している中で尿酸値が  
高いんだというような答えも聞いたりしました。尿酸値が若いときに高  
い。どうなるかわかりますか、痛風になる可能性があります。痛風にな  
ると消防士としての仕事はできません。靴が履けなくなる。そういう状  
態もこれから将来的に考えられます。1人に350万円投資してるんです。  
しっかりと健康状態、特に消防士という仕事柄家に帰るのが2日に1回と  
いうような状況もあると伺っております。一般の職員とは少し違うので  
はないでしょうか。そういうところでいかに職員の健康をしっかりと維  
持できるかということも考えなければならないことではないかと思いま  
す。職員定数の削減の中にあって、採用した職員の健康管理は大切な課  
題であると考えます。食事だけでなく、それはもちろんたばこを吸われ  
てる方もいらっしゃいます。まだまだなかなか禁煙できないという声も  
聞きます。また、ほかにもメンタルな面でもいろんな課題があると思  
いますけれども、こういったことをしっかりと踏まえてこれからの職員の  
健康管理をしていただきたいと思います。

市長もよく健康管理の重要性、わかっていたらいいようなので、次  
の職員の人材育成についてお尋ねいたしますが、8月に総務企画常任委  
員会の視察研修にて栃木県の足利市に行つてまいりました。職員提案に  
よるゼロ予算事業が行われているということで、さらにその職員の育成  
方針にも行つてみて大変積極性を重んじられているということで関心  
を持ちました。職員研修に限らず、複数のプログラムを複合的に実施す  
ることによって職員の積極性の向上に取り組んでいるというものです。そ  
の主なものとして職員提案の実施、市の取り組みについて日々考える習  
慣づけを行うようにしている。2つ目はまたおもてなし研修の実施をし  
ている。観光案内やまち中のクリーン活動にかかわらせる。3番目、若  
手職員によるワーキンググループの取り組み。意欲ある職員がさまざま  
な取り組みを行うことで周囲の職員にもよい刺激となっているとのこ  
とでした。このような足利市の取り組みを見ていきますと、本市の人材育  
成基本方針並びに職員研修実施計画と比較して、本市の計画が可能性を  
引き出すプログラムが少ないような感じを受けております。さらにはさ  
きに質問しましたように職員をサポートする体制が徐々に薄れていると  
いう調査報告にもあるように職員同士のつながりや連携はどうなのだろ  
うか、本市において職員のやる気、いわば積極性の向上は進んでいるの  
だろうかと感じておりますが、これについては市長はどのように感じら  
れておりますでしょうかお尋ねいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 職員の人材育成についての御質問でございます。御指摘のように、わがまちにおける人材育成というのは国、県から示された基準に基づいて人材の育成をやっていると思っておりますけど、御指摘のように例えばおもてなしとかワーキングとかいうのは市も現在のところ取り入れておりません。こういう質問をこれからも取り組みについては考えていきたいと思っております。先般も同僚議員さんの質問の中で職員の方々に各仕事を理解してもらって市民の方に説明するようにしようじゃないかという提案もいただいております。こういうことを踏まえてちょっと今までの研修にないようなメニューも入れながら研修を実施していきたいと思っております。今般、教育委員会のほうから提案されまして、各学校に例えば安芸高田市の税のあり方はどうかとか、今の福祉はどうなってるかという職員が言って説明するというようなことも提案されております。こういうことも踏まえて、幅広い職員研修を行ってより住民の負託にこたえていきたいと、かように思いますので御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 6月にも申し上げましたけれども、孟子の言葉を引用しましたがけれども、研修に行って聞いているだけでは忘れてしまいます。聞いたことは忘れる、見たことは覚える、経験したことは理解するという言葉があります。しっかりと研修が身になるようにこれからやり方を考えていただきたいと思っております。

では次の最後の学校図書の利用についての質問に移ります。やっと朝夕涼しくなってきました。秋は食欲の秋。先ほどは食生活からの健康管理も交えて質問いたしましたけど、今度は読書の秋から、読書することは考える力、感じる力、あらゆる力を育てるとともに、豊かな情操をはぐくんでいく上で重要であると言われております。現在の安芸高田市の小中学校における学校図書の蔵書状況並びに学校図書及び図書室の利用状況等、これからの利用について教育長にお尋ねいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 小中学校における学校図書の蔵書並びに図書室の利用状況についてのお尋ねでございますけども、子どもたちの読書活動は、先ほどもお話がございましたように、言葉を学び、また感性を磨き、表現力やら創造力を高めるという面で人生をより豊かに生きていくために大変必要なことだと、このように思っております。子どもたちの読書経験を豊かにするために学校図書館の果たす役割も大変大きなものと認識をしております。

お尋ねの学校図書館の蔵書状況でございますが、文部科学省が平成5年に定めた学校図書館図書標準冊数を充足している学校は小学校で7校、中学校はございません。100%未満75%以上の学校は小学校4校、中学校

5校がございます。なお75%未満50%以上の学校は小学校は2校で、中学校は1校でございます。蔵書の少ない学校におきましては、古い図書を大幅に廃棄するなどの整備をした学校もございまして、蔵書冊数だけで整備状況の判断はできないのでありますが、子どもたちの読書環境を公平に整備していくことが基本であり、今後、整備率の低い学校へ重点的に図書購入の予算措置をしていくことにしております。

学校図書の利用状況及び今後の利用への見通しでございますが、現在、各学校におきましては、読書活動推進計画を策定し計画的に学校図書館活用への指導を行っております。計画におきましては、月ごとに指導目標、授業での活用計画、目標冊数、推薦図書等を定めておりまして、この計画にのっとり学校図書館指導を進めているところでございます。

またつけ加えますと、保護者や地域の方に読み聞かせ等をしていただいたり、公立図書館司書の専門的な力をおかりいたしまして子どもたちがますます読書を親しみ、読書で学ぶことができる機会をつくるように学校指導するとともに、教育委員会として計画的な整備を進めていきたいと考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 基準を満たしていない小中学校があるということは少しびっくりいたしました。補正等で学校図書への図書をふやすように出てたと思いますけれども、平成20年の蔵書冊数から21年にかけては、どこの小学校もふえつつありますので、これから整備をしていただくようになると思います。さらに図書室の利用状況、計画をつくり利用すると言われました。私これは市民の方からいただいた質問でありまして、3月にいただいてずっとこの秋まで自分の中で一番いい機会に出そうと思って調べておりました。教育委員会からも資料をいただいております。図書室の利用制限をかけていらっしゃる学校図書室があると、小田小学校、吉田中学校、八千代中学校、甲田中学校、向原中学校においては、昼休憩、授業利用のときのみ開放、あとは施錠されているということをお願いしております。施錠されているというのは、どのような状況、どうして必要なのか、それについてお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 先ほど学校の状況についてお答えをいたしました。まず小田小学校においてでございますが、小田小学校の職員室の前に巡回文庫、県立図書館等からの巡回文庫がございますが、これを100冊程度置いているんです。ちょっとした休憩時間には自由に閲覧できるようになっておるため、児童の読書活動には支障は今のところはないと、このように考えております。なお求めに応じまして図書室は開館しておりますが、ほとんど教頭が行って施錠はあけておるといことも聞いておりますし、放課後も施錠をあけているというように聞いておるところでございます。

中学校におきましては4校が施錠しているということでございますが、施錠の目的は蔵書管理でございます。朝の読書におきましては、生徒の本を選ぶことにつきましては学級文庫で対応しております。施錠してない中学校においても朝や放課後の生徒の利用はほとんど図書館ではございません。理由は部活動の朝での活動、あるいは放課後の部活動の練習、あるいは学力補充等で図書室に行つて利用するという事は非常に少ないということがございますが、学習活動で図書室を利用する、あるいは昼休憩で図書室を利用するという事はどの学校でもございますし、いつでも行つて図書室の本を見ることができるようになっております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 施錠に対して、どうして施錠しなければいけないかについてのお答えが私によく理解できなかつた、蔵書を守るという意味かなと理解してよろしいでしょうか。蔵書を守るということは蔵書に対して、その学校内で何か守らなきゃいけないようなことがあるというふうと考えられると思います。こう考えるのは、放課後児童クラブと、市内とは限りませんが、小学校に上がってから本に対する扱いが徹底してないというか、理解されてない子どもさんがいらっしゃる。本を破る、本のページとページをのりで張りつける、そういうことも耳に入ってまいります。これはやはり家庭の中での本と親しむという経験が余りない、そして小学校においてもそういうちゃんと本の扱いを学ぶとか、それなりの知識、そういうものが入ってないのではないかと、落とし込めてないのではないかとというような懸念も持つところであります。中学校に入つて読書に向かうということはなかなか学習またクラブ活動もありますので難しいと思います。小学校のときなんですね、小学校に入るまでか、中学校に入る前、幼少の時期から小学校の間が一番読書の習慣をつけるには適した時期でありまして、そのときにつけた子は中学校に入つてからも読書の習慣は、時間は短くなりましても残るといふ結果も見ることがあります。ですからそういう時点では、そういうことをかんがみますと、やはり教育者として学校図書の利用、今市の市立図書館、時間が1時間短縮されております。その中で学校図書の重要性、さらに大きくなってきてると思いますので、しっかりと考えていただきたいと思います。さらに市民の方からいただいてる1つ大きい問題があります。図書室の管理者、今、図書司書、このたび県のほうでかなり子どもたちを図書司書にしようということで、安芸高田市内からも5人の子どもたちが参加されているのを図書館の広報で見ました。そういった意味でも子どもたちが本に触れる機会はこの本はおもしろいよ、あなたもこの本を読んでもたらという本の内容をある程度子どもたちに推薦できる、そういうことも大事なこともあります。教育のほうでは家庭教育支援、学習補助員それぞれに効果を出されておりますけれど、学校図書に当たってはまたそういう意味

で先生方の力をつけていただく、また子どもたちが本と触れ合う時間をしっかりと有効に使っていただく、そういう意味の対策というかかわりが必要になると思いますけれども、これについて教育長はどのようにお考えでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 先ほどの御質問にお答えをしたいと思います。確かに言われるとおりでございます、あけてあっていつでも利用できるということが子どもにとっては最上の方法だろうと思いますが、図書の管理ということについては、すべて善人でほとんど利用がないのにそこに入って何もしないということが今までにあったらどうかどうだろうかということを考えてみますと、自分が校長をしておったときでも図書室で施錠をせずにおった場合にそこで図書の本を読むのではなしに遊んでいたり、それから先ほど張りついたりというようなございましたが、過去にはそういうこともございました。今の生徒がそういうことをしようと思いませんけれども、ほとんど利用しないのにそこを開放する必要もないというように学校は考えておるだろうと、このように思います。放課後、昼時間は開放しておるわけでありますので、あるいは教科で必要なときには開放してそれを見れるようにしておりますし、小田の小学校の場合はパソコンと一緒に図書室になっておるんですね、だから自由にパソコンをいじるというわけにもいきませんので、施錠しておって必要な場合には教頭先生が行ってあけておるといような方法、それから日ごろの読みたい本は職員室の前に100冊ぐらい置いておるといこともございますので、中学校でも本を読みたければ学級文庫を用意しておるんです。そこで自分の短時間の休憩のときには読むことができるようにしております。ですから私は図書室の施錠をしているということが子どもたちの読書活動を阻害しておるといようには受けとめてはおりません。以上でございます。

図書館の管理者であります、安芸高田市の場合は司書教諭というのが12学級以上の学校については配置しなければならないということがございますので、吉田の小学校には必ず司書教諭を1名配置しておりますが、図書館司書、図書館の専門の事務員といえますか、司書というものは現在のところは配置されておりません。したがって、それぞれの学校図書館の担当する先生がそこへ行って生徒の図書館係、児童会でいったら図書館係、生徒会でいったら図書係というのがありますが、そういう生徒と一緒に図書の整備をしているという状況でございます。それは図書館司書がいたほうがより図書館の蔵書そのものは整理できるだろうと思いますが、広島市内のほうの学校状況を考えてみますと、600から700ぐらいの児童生徒がおるところでございます、図書館の蔵書も非常に多うございます。そういうところはそういう工夫も必要だろうと思いますが、あつてこれにこしたことはありませんけれども、なかなかそこまでは我々もおってもらいたいとは思いますが、それは財政

上の理由もありますので、そこまでは私のほうはまだ要求はしておりません。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根議員に申し上げます。残り時間が3分を切っておりますので発言をまとめてしていただくようお願いいたします。

山根温子さん。

○山根議員 私は図書司書を要求しなさいと言ってるわけではありません。先生方が大変お忙しいのはわかっております。けれど、管理者として名前を上げられている図書館の担当者の先生方がいらっしゃいます。しっかりと学級内に本を置かれるのであれば子どもたちが見たい本がいつでも取れるような状況、施錠されるのであれば学級のほうにある状態、そして推薦できる先生方がこれ読んでみたらというような言葉のほうができる力を教委の先生方には持っていただきたい。その中で子どもたち小学校時代に本との触れあいを深めることが大事ですので、それをしっかりとこなせる力を先生方には持ってやっていただきたいと申した次第です。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○藤井議長 以上で山根温子さんの質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしましたので散会いたします。

次回は明日午前10時に再開いたします。大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 4時21分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員